

平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 23 年 6 月 27 日（月曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（2 名）

3 番 深谷 晃祐 議員

16 番 根本 朝栄 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

おはようございます。

本日、本会議 4 日目でございます。昨日は合同慰霊祭に御参列をいただき、献花賜りまして本当にありがとうございました。一日も早い復旧そして復興を願うのみでございます。よろしくきょうの御審議を賜りたいとお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において尾口好昭議員及び昌浦泰己議員を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

本日、16 番根本朝栄議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。なお、3 番深谷晃祐議員からおけるとの連絡がありました。これをもって報告を終わります。

---

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力願います。

11 番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（11 番 戸津川晴美議員登壇）

○11 番（戸津川晴美議員）

それでは、私の質問は大きく 2 点でございます。

まず 1 点目は、仮設住宅入居者及び在宅被災者への支援策についてお伺いをいたします。

大震災から百日余りが過ぎ、今なお不自由な避難所生活を余儀なくされていらっしゃる方もおりますけれども、多くの方が御自宅に戻られ、または仮設住宅への入居が決まりました、新しい一歩を踏み出そうとしていらっしゃいます。これでやっとゆっくりできる、これでやっとぐっすり眠れますと安堵の表情を浮かべておられます。ところが、よかったですねと声をかけますと、でもね、と顔を曇らせるのでございます。今まで受けていた食事の支援が打ち切られ、光熱水費はもちろん生活のすべてを自力で賄わなければならない。このことが、家を失い、家族を失い、仕事まで失った方々にとっては大きな不安材料となっているのではないのでしょうか。

災害救助法においては仮設住宅に入った人に食糧支援を停止することなどは定めてはおりません。それどころか、5 月 19 日、国会におきまして衆議院本会議、高橋千鶴子議員が仮設入居者にも食糧支援をと要請したのに対しまして、細川厚生労働大臣は、現に救助を必要とする者であれば災害救助法の対象となると明言をいたしております。経済基盤を失い、支援金の支給もままならない中で食糧支援、生活物資の支援などが待たれているのではないのでしょうか。それらの人たちに対しましてどのような支援を考えているのかお伺いをいたします。

次に、被災者の移動手段、足の確保の問題でございます。

多くの方が震災で車を流出され、移動手段を持ちません。日々の買い物はもちろん、高齢者の方々にとって大切な通院にも不便を感じていらっしゃるのではないのでしょうか。東部地域にはユーアイバスが走ってはおりますけれども、津波地域の八幡、桜木などはバスが走っておりません。また、この間、大手スーパーのお買い物バスが仮設住宅を回っていたに聞きましたけれども、このスーパーのお買い物バスも6月30日をもって打ち切られると聞きました。震災前から要望が強かった西部地域はもちろんでございますが、今市内全域で足の確保が求められております。復興に向かって大きく動き出すためのシンボルとしても市内巡回復興バスの運行を御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、仮設住宅や在宅における孤立の問題でございます。

このたびの震災でとうとい家族を失い、突然ひとり暮らしになった、ひとり暮らしを余儀なくされた方もいらっしゃることでしょう。また、避難所の集計を見ますと全体の半数ほどが一人世帯の方でございます。また、仮設入居者の中に287世帯中110世帯が一人世帯ということでございまして、3分の1以上の方は仮設でひとり暮らしを余儀なくされているところでございます。

さきの阪神・淡路大震災では大問題になりました。震災でとうとい命を助かっていながら、その後の5年間で何と孤独死をなさった方が233人もいらっしゃったということでございます。本市においては、このような孤独死を出さないための施策をどのように進めていられるのかお伺いをいたします。

最後に、災害復興住宅のことを質問をいたします。

仮設住宅を出た人たちがいかに安心して入れる住宅を確保するのかということは大きな課題であると思います。相馬市におきましては、ひとり暮らしの高齢者が仮設住宅を退去した後に共同生活をする長屋方式の住宅を建設するという方針が明らかにされております。全館がバリアフリーで、食事や話をするスペースも確保し、孤独死などの防止にも努めたいと、このように語っていらっしゃいました。本市においても、どのような方向で、どのような災害復興住宅をお進めになるのか、その計画案をお聞きいたします。

大きな2点目に入ります。

大きな2点目は、被災後の子供たちへの支援策についてでございます。

この震災で犠牲になった園児、児童、生徒、教師は県内では398人もいらっしゃるということでございます。3県のうちで最も多い犠牲者の数となりました。そんな中において本市では、児童・生徒に一人の犠牲者も出さずとうとい命が守られた。このことに関しましては、保育所、幼稚園などの関係者を初め小学校、中学校などの全職員の皆様に心から敬意と感謝の念をあらわすものでございます。本当にありがとうございました。

先生方や保母さんたちの温かいまなざしのもとで新年度はスタートいたしました。避難所であった校舎や園舎にも子供たちの元気な声が戻り、復興への大きな一歩となりました。

しかし、一見元気そうに見える子供たちですが、心に大きな傷を抱える子もたくさんいるのではないのでしょうか。私たち大人にとっても抱え切れないほどの苦難がありました。ましてや小さな子供たちにとっては大変な苦難だったのではないのでしょうか。それぞれの子供たちが遭遇したであろう恐怖や悲しみ、不安や悔しさなどを思い出すと、子供たちの心の傷の深さに愕然といたします。

身近な例を二、三紹介させていただきます。今まで一人でさっさと行っていたのに、トイレに行くとき必ず大人の手を引いて、一緒に行こうと言うんです。そしてトイレのドアを閉めようとする、物すごい大きな声で、閉めないでと叫ぶんです。こういうお子さんのお話を聞きました。また、小学校においては、教室で授業中空が曇ってきた。それだけで、お家に帰る、家に帰りたいたって泣き出し、どんなになだめても泣きやまなかったという先生方の御苦勞もお聞きをいたしました。このような子供たちの例を耳にするにつけ、この心のケアの問題は先生方にとっても大きな課題であろうと思います。

そんな中で、八幡小学校には1週間交替で来てくださる心のケア専門のスタッフがおいでだそうでございます。現場の先生にお聞きしましたら、本当に助かっているんですと喜びの声が寄せられております。しかし、このスタッフの方々も7月22日をもって終了とお聞きしました。その後の対応はどうされるのか。また、八幡小学校以外の学校での対応はどうされるのかお伺いをいたします。

次に、被災遺児の支援策についてお尋ねをいたします。

幸いにも孤児になったお子さんは一人もいらっしゃいませんでした。しかし、お父さんを亡くされた世帯が2世帯、お母さんを亡くされた世帯が2世帯あり、9名のお子さんが遺児となりました。小さなお子さんを残して亡くなられたお父さん、お母さんの無念の気持ち。この気持ちを思いますと、行政として何か差し伸べられる手はないのかと思います。具体的な支援策をお伺いするものです。

最後に、被災した公園の復興について、その計画をお伺いいたします。

公園は直接生活とは関係がないと言えないのですけれども、私は、心のオアシスとでも言うべき、そういう側面を持つのが公園であると思います。国の査定を待ちながら徐々に復興するとは言いながら、私の願いとしては、やはり先ほどの心のケアの問題もでございます。住民の感情もでございます。一日も早い復興をお願いしたい。その気持ちを最後に述べまして、私の1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、仮設住宅、在宅被災者に関する御質問のうち、1点目の入居者への支援に関する御質問についてでございますが、災害救助法において、応急仮設住宅入居後は一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われなくなることが通例とされております。今回の東日本大震災にあっては、被害の甚大さを考慮した災害救助法のさまざまな弾力的運用の中で、炊き出しその他食品の給与については、避難所にいる方に限らず、地域の物流やライフラインが確保されるまでは住家に被害を受けて炊事のできない方も対象とされております。

しかしながら、多賀城市においては、既に地域の物流やライフラインが復旧し、いわゆる自己調達が可能なる区域であることから、応急仮設住宅入居者や在宅避難者等に対する炊き出しその他食品の給与については適用されませんので、御理解願います。

なお、応急仮設住宅入居者には、県を通じて日本赤十字社からの家電6点セット、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットですね、そのほかにさまざまな支援団体から寝具、電話機及び生活用品等が提供されております。このような状況を踏まえまして多賀城市としては、応急仮設住宅入居者の自立を阻害しない範囲において民生委員・児童委員を初め、NPO及びボランティア団体等から応急仮設住宅入居者及び在宅避難者等への物的支援実施に係る連絡調整等の側面支援を行っております。

次の2点目の市内循環バスに関する御質問についてですが、バス運行状況は、運行主体が被災したおでかけバス万葉号が運用しておりませんが、それ以外のバス路線については、震災による運休後、4月下旬まで臨時ダイヤで運行しており、現在は通常運行をしております。

市内循環バスの運行ということでございますが、6月13日から臨時的に避難所、多賀城駅と入浴施設を巡回するバスを現在は1日5便運行しており、どなたでも利用できる状況となっております。なお、利用者から避難所巡回バスの運行時間に対する要望もありましたので、本日から時刻表を変更して運行しております。

本年度は、施政方針でも申し上げましたとおり、地域交通ネットワークづくりを行うこととしておりましたので、今後市内循環バスのコース等の検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の孤独死についての御質問でございますが、このようなことについては、あってはならない問題と認識しております。

まず、プレハブの応急仮設住宅については、居住者の自立支援と健康管理をテーマに掲げまして、入居から退去に至る期間におきましては、一つ目には、仮設住宅内コミュニティづくり、二つ目には、行政からの各種広報媒体の配布、三つ目には、生活上の各種手続支援、四つ目には、各種公的サービス受給支援等の各種項目を民間会社に管理運営業務として委託しております。その業務委託項目の中には、カーテンの開け閉め確認等による居住者の安否確認を含んでおります。それとタイアップして、民生委員・児童委員、保健師及び地域包括支援センターなどの巡回訪問により、居住者一人一人の生活状況及び健康状態を把握する中で、特にひとり暮らし高齢者に意を配しつつ、生活上健康管理に係る助言指導を既に行っております。

また、仮設住宅内集会所を拠点として健康チェックや健康体操などを行いながら、入居された高齢者の方々が気軽にサロンのような雰囲気でも懇談できることを目的とした事業を実施する予定でございます。さらに市社会福祉協議会でも仮設住宅入居者への相談などの生活支援事業を計画しており、また、仮設住宅内居住者の自治組織づくりを支援し、その自治組織による声かけなども含め、孤独死の予防を図っていきます。そして、在宅被災者も含めた市内全域の孤独死の予防に向けて、行政側のみならず、関係各団体などとの連携による複眼的なネットワークやコミュニティ活動により、一人一人が安心して日常生活を過ごせるよう支えてまいりたいと考えております。

4点目の災害復興住宅に関する御質問についてお答えいたします。

住宅を失った方々の住まいの復興に向けた公営住宅の建設をとのことでございますが、まず初めに、津波浸水により被災をされました全世帯を対象といたしまして、居住に関するお考えや御意向を調査することにしております。その後、罹災調査が終わった段階で、その調査結果を踏まえて、地震によって被災されました世帯にも居住に関するお考えや御意向を調査し、最終的に実施の有無や具体的な事業等を検討してまいりたいと思っております。

続いて、震災後の子供の支援に関する御質問にお答えいたします。

1 点目の子供たちの心のケアにつきましては、子供にとって、このたびのような震災による恐い体験や急激な生活環境の変化は大人より大きい衝撃として感じられ、PTSD、いわゆる心的外傷後ストレス障害も引き起しやすいと言われております。

そのような状況を踏まえまして、3月18日からは各避難所に他県からの派遣チームの支援をいただきながら、精神科医、児童精神科医、精神保健福祉等による心のケアを実施しております。その一方で、震災後にいち早く実施しておりました乳幼児健診と予防接種におきましても、アンケート調査を実施して早急に支援が必要な子供を把握し、順次、電話、面接、訪問等で相談を行っているところでございます。

今後も子供のみならず親への支援を行うために、子ども総合センターや精神保健福祉センターなどの関係機関と十分な連携を図り、心のケアを推進してまいりたいと考えております。

また、市教育委員会においても、子供への対応が重要であることから、4月と5月に子供の心のケアをテーマとした教育対象の研修会を開催し、各学校においても子供たちの心理状況の把握に努めるためにアンケート調査を実施して、一人一人の子供に適した指導に努めております。

2 点目の震災遺児に対する支援策についてでございますが、今回の東日本大震災において両親や一人親が死亡、行方不明になった18歳未満の震災遺児については、今月6日現在の厚生労働省の集計で全国で201人となっております。多賀城市では震災で親の片方を亡くした子供は12人ございましたけれども、先ほど戸津川議員がお話しのとおり、両親を亡くした子供、いわゆる震災孤児はおりませんでした。

その震災遺児に対する支援策ですが、厚生労働省の里親制度による生活費、教育費の支給などを初め各制度などが拡充整備されつつあります。さらにNPO及びボランティア団体等による災害遺児支援の街頭募金を初め、心のケアも含めた多角的なきめ細かな支援もはぐくまれつつあります。最も重要なことは、このような震災遺児に対するさまざまな物的、人的、心的支援が手厚く、しかも未永く継続することでございます。多賀城市としては、あらゆる機会を通じまして、震災遺児支援の実施、継続を各方面に呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、公園の復旧計画についてでございますが、今回の震災で被害を受けた公園は市全体で47カ所でありましたが、そのうち26カ所が津波による浸水被害によるものでございます。これらの公園では、樹木が流されたり、汚泥が流入し、土砂が堆積したり、遊具が破損するなどの被害などにより現在利用できない状況にあります。被害額は現在のところ1億4,100万円を見込んでおり、復旧には国の補助金を充てる計画となっております。このためには災害査定を受け、工事を発注することとなっております。災害査定につきましては、早い箇所では9月上旬を予定しておりますが、道路においても被災箇所が320路線に及び復旧箇所が非常に多いことから、緊急な箇所から優先順位を決めて工事を発注する予定でございます。

したがって、一部の公園は年度内に工事が完了しない場合も予想され、御不便をおかけすることになりますが、御理解願います。以上でございます。

○議長（石橋源一）

11 番戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

それでは、最後の公園のことからまずお聞きをいたします。

お金のかかることですので、本当にそれはそうかなという思いもあるのですが、先ほどの私の思いは、やはり使えないというそのことに対して、市の方たちの公園に対する表示の仕方が、ただいまは「立入禁止」という札が張られているということでございます。もちろん「立入禁止」の札も大事でございますけれども、なぜここが使えないかというような理由なども付して、いつごろまでに復旧するんだろうというようなこともつけ加えながら、市民の皆さんにもう少しわかりやすい掲示をしていただきながら、市民の皆さんにも一緒に待っていただくという、そういう配慮をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、震災遺児のことに関してですけれども、本当に、市長も今おっしゃられたように、これは長いスタンスで考えなければいけない問題であると思います。他県の例で恐縮ではございますが、岩手県などでは、震災孤児の育英基金を創設しまして社会人になるまで支援をしていきたいという、こういう例がございます。また福島県の相馬市におきましても、義援金を募りながら、相馬市では44人遺児がいらっしゃるんだそうですけれども、1カ月3万円ずつ18歳になるまで支援をしていくんだというお話も聞いております。私は心のケアも最も大事であるとは思いますが、このような経済的支援も必要なのではないかと思っております。いかがでしょうか。

それから、心のケアの問題ですが、本当にいろいろさまざま子供たちのことを気遣っていただいて、精神科医までおいでいただいたということに本当に敬意を表します。ありがとうございます。

それで、私が非常に気になっているのは、学校の中で、先ほど申しましたような子供たちがいることは確かなのです。私が中学校で大変気になったお子さんは、幻聴といいますか、今でも「助けて」という声が耳から離れないとあって、なかなか学校に行くことが困難になったお子さんの話を耳にいたしました。本当にこれは学校内のスタッフだけではなかなか手に負えない問題、そしてまたスタッフだけではどうしても見落としがちになる問題でございますし、これからの多賀城を担っていく子供たちのケアでございますから、将来を考えると大事だと思うんです。

それで、先ほど申しました今県から派遣されておると聞きますその心のケア専門のスタッフを7月22日以降もぜひお願いしたいと県にまず要請をしていただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

仮設住宅の方の問題に関しましては、私もいろいろ市の方で考えてくださっているんだなと一部安心したところもございます。ただし、この間、河北新報でもずっと報じられておりました、仮設住宅と自立という問題でシリーズで報道しておりました。先ほど市長がおっしゃったように、仮設に入ればそれは自立とみなすというのが通例になっているようではございますけれども、河北新報の報道によりますと、やはりその通例が今現実と合わなくなってきたのではないかとということが掲げられておりました。私もそういう方がいないことを祈りますけれども、生活支援を待たれている方、ひとり暮らしになってぽつんとしていらっしゃる方、先ほども調査に入っているということではございましたが、そういう方の調査をどの時点までにどのようにやるのか。一人一人をお伺いしながら調査をしていくということが非常に大事だと思うんですけれども、もう一度その点についてお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

皆さんにお願いしておきますけれども、できれば順番立てて、逆からじゃなくて最初から言っていた方がありがたいかなというふうに思っております。では、私も逆から答えたいと思います。

公園の立入禁止、これはそのとおりかなというふうに思います。具体的にわかりやすい掲示をということでございますけれども、ただ、査定が終わらないいつまでできるかということが恐らくわからないんですね。ですから、大体言っていて全く違ったなんていうことになってしまうと逆に迷惑をかけるようなこともございますので、査定が終わったらできればそういう表示を、いつでもできるというふうなこと、その辺をちょっと担当と建設部の方と相談しながら掲示していきたいというふうに思います。

それから、震災遺児の関係でございましてけれども、実は、岡山県の総社市というところの片岡市長というのが全史協、全国史跡整備市町村協議会の関係で私のところにもここに来られたんです。義援金とかいろいろな物資とかを持って。直接私のところに電話来まして、何とかこの震災孤児をバックアップしたいということで、仙台市の市長とかと話しまして、義援金3,700万円ほど総社市にいただいたものを基金に充てるということで、恐らく具体化今していますね。そんなことも、彼は物すごく個性のある男でして、全史協でも私といういろいろと仲よくやっている関係で、そんなことも、これは孤児のためにおれは役立てたいんだという目的でやっているみたいでございまして、そんなものも遺児のために役立てられればよかったかなというふうに思っています。

ぜひその辺の活用もしていきたいと思っておりますけれども、ただ、そっちこっちで相当基金の方が集まってきていると思っております。ですから、その辺、これからいろいろなところから集まってくるかと思っております。ただ、多賀城の場合ですと、そこまでちょっとまだできないかなというふうに思っておりますけれども、どのぐらいこれから義援金等届くかちょっとその辺も考えながら、基金等を一応考えてみたいというふうに思います。

それから、心のケアの方ですけれども、これは教育長の方からひとつ答弁の方をお願い申し上げます。

災害復興住宅は、これは今調査をやっている段階です。調査を今細かくやっている段階でございまして、今度国の方で災害復興の基本法が決まりました。特区関係も具体化しつつありますので、その辺の適用も考えながら、アンケート調査とあわせて復興住宅を願っている方がどのくらいいるかということも調査しないとできないこととございます。移転先等もしんしゃくしないといけないわけとございまして、その辺のことを見込みながら考えていきたいというふうに思います。私からは以上です。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

心のケアの問題で県の方に要請をというふうなことでありますが、その前に、子供たちの実態の把握というふうなことで、震災があつて10日目に、3月23、24日ですか、2日間にとわって、中学3年生が卒業いたしましたので、それ以外の小学1年生から中学2年生

まで全児童・生徒の実態調査をいたしました。話を聞くと、即この10日ぐらいでやったというのではないというふうに聞いておりますので、これに基づいて子供への対応、先生方の研修を含めまして、それで、先ほど八幡小学校という話が出ましたが、八幡小学校については県を通して宮崎県から専門の方が入ってもらっております。子供の心のアンケート、内面は非常に多岐にわたるといふようなことを把握しております。中学校に現在カウンセラーが4名おります。これは小・中学校で活用するというようにしておりますので、実態を、さらに3カ月以上過ぎましたので、その辺のところをあと学校の方と相談しながら、必要があれば改めてまたお願いするといふようなことになると思います。以上であります。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11番（戸津川晴美議員）

それでは、いろいろ考えていただいているようで徐々に私も安心をしてきましたけれども、最後の質問は、先ほどの被災遺児の問題ともかかわるんですけども、あしなが育英会というのがあるやに聞きました。あしなが育英会に県内で347の方が申請をして支援金が支給されているという資料を私ちょっと読んでんですけども、多賀城市内でもそのあしなが育英会の宣伝といひますか、情報をぜひ被災遺児の方々にも提供いただきまして、10万円から40万円の一時金が支給されるということでございます。いろいろなありとあらゆる制度をこの際御紹介するのがせめてもの市としてできることかなと思いますので、そのあしなが育英会の御紹介を被災遺児の方々、4世帯の方々ぜひ早急にやっていただければありがたいかなと思います。そのことを1点お願いをいたします。

そして、仮設住宅や在宅被災者に対する支援の問題ですが、私は、この間、市役所というものが市民にとってどんなに心の支えになっているのかということをもぎまぎと見せつけられるような場面が何度もありました。被災者の方をお訪ねいたしますと、一番に言われるのは、市役所の方ですかと、こういうふうに聞かれます。市役所の方が来てくれるということにどれだけ心を和ませられるのかということがひしひしと伝わってまいります。私は、ぜひ、委託をしたにせよ、市役所から調査に来たんですよと、市役所からこういうことで声がけをしていますよというようなメッセージを市民の人たちに大いにしていただくことが、何か行政と市民の信頼を深く結ぶ大きなキーポイントになるのではないかということをつくづく感じております。私が議員であると言いますとがっかりなようなそういうそぶりも見せたりしまして、私は本当にこの市役所というものの存在意義が大きいと感じました。

また、職員の方々は本当に一生懸命になってやっていらっしゃるんですけども、そのことがなかなか市民の方々に伝わっていないというもどかしさもすごく感じるところでございますので、そういう点から、ぜひ、1番の問題に関しましては、市役所がこういう姿勢をしているというメッセージを出しながら支援策に努めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1番目のあしなが育英会の関係ですけども、その前に、さっき私が言った総社市の片岡市長の関係ですけども、これはちゃんと決めたんですね。「そうじゃ・宮城っ子基金」と

命名されて、宮城県内の中学生以下の遺児に年間 10 万円を 5 年間支給するという事に決まったみたいでございます。その関係、保健福祉部長に後で答弁させます。

それから、仮設住宅から在宅被災者に対して市役所の人が行っているいろいろな声をかけるということは、当然委託はしたものの、市役所の方からは何回か行かなければいけないはずでございますから、これは担当が時々は当然行くように私の方からもお願いしたいと思えますし、これまで 3 カ月、発災からきょうで 109 日目ぐらいだと思いますけれども、市役所の職員の人たち、本当に一生懸命やってきたですよというふうなことはあちこちから私も聞こえてきて、非常にそういう声を聞くとうれしいなという思いがいたします。ぜひ今後とも市役所から職員が行くようなこともお願いしてみたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まず、あしなが育英会の関係ですけれども、これについてはちょっと詳細を把握しておりませんので、御質問ございましたように、該当する方々に対しては制度の適切な PR を行ってまいりたいと思っております。

それから、ただいま市長の方から御紹介しました「そうじゃ・宮城っ子基金」ということで、総社市の方では被災地域が広いということで特に宮城県にというふうな形での基金を創設されて、そちらから集まった義援金の中から宮城県のそういった震災遺児に対する支援をしていきたいというふうな制度創設をしたということでございます。

それから、仮設住宅に対する支援の関係でございますけれども、先般の予算の審議の中でもございましたように、市はもちろんでございますが、さまざまな形での関与、支援を重層的に仕組みとしてつくっていきたいというふうに思っておりますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

次に、18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

質問に入ります前に、今年 3 月 11 日午後 2 時 46 分ごろ発生の東北地方太平洋沖地震とその後の大津波でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたし、御家族様には、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、東日本大震災に被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私の質問は、市長の政治姿勢についてです。

今年 5 月 10 日に開催された市議会の第 4 回東日本大震災対策委員会で私は、菊地市長が今年 4 月 16 日土曜日から 4 月 17 日日曜日の 2 日間本市を離れ、太宰府市長選挙に立候補した現職の市長候補の第一声に駆けつけたことについて、市長の真意を確かめました。そのとき菊地市長は正式に市議会議員に対して謝罪の意を示しておらず、議員の質問に促されて自身の行為が軽率であったと言及いたしました。私は、菊地市長が委員会を中座する際に一言自身の行動に対しておわびをするのかと期待しておりましたが、何の言葉も言わずに退

席なされました。もしあのときに市民の代表である我々市議会議員全員に対してみずからの非を悔い、謝罪の弁が市長の口から出ていたなら、この一般質問もなかったことでしょう。よって、菊地市長御自身が今回の私の質問の動機づけをされたことをここに明言しておきます。

事の発端は、平成 23 年 4 月 21 日の夕方、私の携帯にかかってきた電話から始まります。4 月 17 日の日曜日、菊地健次郎多賀城市長が太宰府に赴いて、太宰府市長選挙候補者の出陣式でマイクを握ったことを知らせる内容でした。思わず冗談かと電話の相手に聞き返したところ、100%確実であるとのこと。私は、市内 4 カ所の避難所に約 1,000 人の被災者が不自由な生活をしている最中に被災地の市長が遠く九州まで行き選挙の応援などするはずがないと申したところ、事実かどうか調べればわかると相手は言って電話を切りました。アルバムや当座の衣類を掘り起こして丁寧に洗って干していた八幡の御夫婦。桜木でヘド口のごびりついた家を丹念に水で洗っていた家族。こんなことでへこたれるかと笑っていた友人。みんな避難所から歩いて家に帰り、文句一つ言わずにやるべき仕事をしていました。その日話をしていた人たちの顔が電話の後瞬間的に思い出されました。まさか市長の職にある人が被災者を放って何ら緊急性のない選挙応援に行くはずはない。しかし、真偽のほどを確かめなければと私は決意しました。

そこで、私はあらゆるチャンネルを使って事の真相を探りました。ここに福岡県福岡市に本社を置く西日本新聞社の平成 23 年 4 月 18 日付の朝刊の記事の抜粋があります。私のニュースソースの一人が送ってくれた記事によると、午前 10 時からの太宰府市長選挙に立候補した現職の井上保廣氏の太宰府市観世音寺の事務所での第一声の式に菊地健次郎多賀城市長も駆けつけたと明確に書かれております。また別のニュースソースからは、式の最後に菊地健次郎多賀城市長が紹介され、激励のマイクを握ったことを聞かされました。また、時間差がありましたが、最初のニュースソースから、朝日新聞 4 月 18 日付朝刊の福岡版の内容が送られてまいりました。その記事の末文を読み上げます。「井上氏は太宰府政庁近くの事務所を出陣式。東日本大震災で被災した友好都市の宮城県多賀城市長も姿を見せる中、百年後、誇れる歴史と緑豊かな文化のまちづくりに力を入れる。安全・安心のまちづくりに力を入れる。多賀城市を訪れ、安全・安心のまちづくりの意を強くしたと訴えた」と書かれております。

やはり事実であったことを確かめた後、私の胸に去来した思いは、何ていうことをしたんだと。暴挙としか言えない。市長は今多賀城市が置かれている立場を認識しているのか。被災地の市長が選挙に応援に行く時期ではないなどなどさまざまなお思いが浮かんでまいり、よって、第 4 回東日本大震災対策委員会での市長への質問となりました。

手前みそな感がございますが、ここに持参しましたが、私は平成 3 年に初当選して以来、このような政治家語録というノートにさまざまな本や政治家の回顧録などから印象に残った言葉を厳選し、書き写してまいりました。今は 2 冊目になっております。1998 年（平成 10 年）7 月に、自由民主党の総選挙に立候補した 3 人を田中真紀子衆議院議員は「凡人、軍人、変人の争い」と表し、1998 年の流行語大賞に選ばれました。凡人は故小淵敬三氏、変人は小泉純一郎氏、軍人は陸軍士官学校 50 期卒業の故梶山静六氏であります。私の政治家語録の中に故梶山静六氏が言った言葉がメモされておりました。残念ながら、いつ、いかなる場所で語られた言葉か記録しておらず、いろいろ調べてみましたが、御本人が 2000 年（平成 12 年）の 1 月 30 日、交通事故に遭って体調を崩し、同年 4 月 25 日に政界を引退し、同じく同年 6 月 6 日に 74 歳でお亡くなりになっているので、わかっているのは 2000 年の 6 月 6 日以前に話したということであります。故梶山静六氏はこのように言っています。公人梶山静六は、私人梶山静六に勝る。辞書で公人の意味を調べました。公人。議員や公務員など公務についている人。その立場で行動や発言をする場合に、私人に対して言う。また、公人の範囲としては、狭義の公人は、法律上の官吏、一般職、特別職の両方を

指し、政治家、高級軍人、上級公務員、検察官、裁判官、警察幹部などを指す。広義の公人は、狭義の公人に加え、王族、皇族、貴族、政治運動家などの政治に携わっている人物を含める。当然ながら、政治に携わる者としての公人には首長としての知事や市町村長も含まれます。故梶山静六氏は自治大臣、国家公安委員長、通産大臣、法務大臣、自由民主党の国会対策委員長、同じく同党幹事長、内閣官房長官を歴任した方です。私人としての立場より公人として発言する機会が圧倒的に多く、私人としての立場においても、一たび発言したことは公人としての考えを述べたと解釈される場合が多かったのではないのでしょうか。

本論に戻ります。4月17日、市長は太宰府で400あるいは500人の聴衆の前でマイクを握られました。市長がマイクを持ちお話をしたとき、聴衆は私人菊地健次郎氏が話していると受けとめたのでしょうか。それとも、公人菊地健次郎多賀城市長が話をしていると思い、耳を傾けたのでしょうか。市長は旅費も自弁でプライベートで太宰府市に行かれたと言われましたが、恐らく出陣式の司会の方は公職名とともに市長のお名前を聴衆に御披露したのではないのでしょうか。少なくとも西日本新聞の記者並びに朝日新聞の記者は、公人菊地健次郎多賀城市長が応援に駆けつけたと理解しているようです。

被災地の市長が、プライベートとはいえ、3月11日の震災でお亡くなりになられた方の四十九日も過ぎていず、かつ市内4カ所の避難所では約1,000人の被災者が不自由な生活を余儀なくされていた時期に単独で遠く九州に赴き、一騎討ちの市長選で一方の候補者の第一声に応援に行くことに私は合理的で正当性のある理由が見つかりません。ぜひとも市長の真意を伺うものです。

3月11日に被災したのは市民の方だけではありません。地震発生時間が市役所の執務時間内であったため、幸いなことに市職員は全員が無事でありました。職員の御家族12名が震災の犠牲となり、50名の職員の家が全壊や半壊となりました。職員たちは身内の安否確認もせずすぐに初動態勢に入りました。3月11日の夜半、出身の町が津波で壊滅的被害だと告げた私に、身内の最悪の事態は覚悟していると告げた職員の方もおられました。身内への心配を心に秘めて黙々と自分の与えられた職務を遂行している姿に私は深い感銘を覚えたものです。ふろや着がえさえすらできず、食べ物もろくに口にせず、何日もぶっ通しで働いている職員の姿を私はこの目で見ております。そのような職員の真摯な勤務に対して、4月16、17日の両日に市長のすべきことは、まずは4カ所の避難所に赴き、市民の方々のさまざまな相談事に応じ、避難所での生活改善等を被災者の意見を聞いてその対策を図るべきではなかったのではないのでしょうか。あるいは、御家族を亡くされた市職員の御家庭を訪問し、弔意を示すべきではなかったのではないのでしょうか。そうでなければ、両日は休養に当て18日からの公務に備えるべきではなかったのでは。

5月10日、私に市長は、太宰府に赴いたのは自分の男気からとおっしゃいました。男気を発揮すべき場所は、4月16、17日の両日はここ多賀城であると私は思います。どんなに疲れておられても、市長は16、17日は避難所に赴くべきであったと私は思います。

5月10日は私のほかに2人の議員がこの件で質問しております。このお二人への市長の答弁の中に、私の答弁では出なかった本音がちょっとした拍子に出ています。当日のメモを見ますと、市長は佐藤恵子議員の質問の答弁に、行ったのがすぐこのような形でおわかりになるとは私も思っていませんでしたので云々。これは、市長、個人的な時間をどう使おうと勝手だ、黙っていれば議員も市民もわかるわけがないといった判断が出かける前の市長の心の片隅にあったのではないのでしょうか。また、竹谷英昭議員の質問の答弁で、振り返ってみるとそういう思いは確かに軽率だったこともあるかなというふうに思いますと発言しておられます。市長、「軽率だったこともあるかなというふうに思います」ということは、まるっきり当事者意識がありません。これもやはり個人的な時間をどう使い、旅費

も自腹で、自分自身が運転し福島空港に行ったのだから勝手だ、黙っていれば議員も市民もわかるわけがないといった判断が市長の心の中にあったので、竹谷議員から指摘されたのでとりあえず答えておこうという心の動きがさきの言葉として市長の心から出た。私はそう解釈します。

市長の判断は甘過ぎます。余震が続いている最中、結果的には大きな地震も再度の津波もなかったのですが、もし4月16、17日のいずれの日か、今年3月11日あるいは4月7日と同等の地震が発生し再度津波が本市に押し寄せたときに市長が不在であったなら、だれが指揮をとるのでしょうか。また、そのときに市長は遠く太宰府の地にいたと知ったなら、市民はどのような思いを持つのかお考えになられたのでしょうか。私への答弁では、後ろ髪を引かれる思いで太宰府に行かれたとお答えなされております。市長、そのような思いになったなら、そこで、プライベートとはいえ太宰府訪問はやめるべきではなかったのではないのでしょうか。避難所におられる被災者の皆様がすべて仮設住宅や借り上げ仮設住宅あるいは他の住居などに入居され、避難所が閉所し、さまざまな急を要する案件がほぼなくなったなら、太宰府市を初めとした本市に支援の温かい手を差し伸べてくださった都道府県、市町村に御礼に行くのが筋ではないのでしょうか。市長は太宰府市で400あるいは500人の聴衆の前でマイクを握られました。聴衆の中には、被災地の多賀城市長がわざわざ顔を出すくらいだから多賀城市の被災状況はそれほど深刻ではないのではないかと受けとめた人もおられたのではないのでしょうか。市長は、佐藤恵子議員の質問に答えて、太宰府市に赴く際には副市長にのみ相談し、4月16、17日のいずれの日か地震が発生し再度津波が本市に押し寄せるかもしれないという思いはあったが、あったんですね、副市長にお願いし、太宰府市行きをしたと受け取られる答弁をされておられます。余震の続く中、井上市長への律儀さを買かれたわけですね。

さて、鈴木副市長、市長から太宰府市に赴くと聞かされたなら、今行くべき時期ではない、市民感情を参酌すれば市長にとって負のイメージになりかねないといさめて反対すべきが以前の助役、現在の副市長の立場におられる方の責務と私は思います。お二人の間ではすんなりといってらっしゃいの会話がなされたのでしょうか。お二人の間でどのような会話が交わされたのかぜひ知りたいものです。

5月10日、市長は私の質問への回答で、市長の政治姿勢に関して疑いを持たざるを得ない発言をなされております。太宰府に行ったことは自分の決断でやった、当然市長として行ったことには間違いございませんと回答なされた後に、本当は井上市長から、いや、菊地さん、そこまで来なくてもいいからと井上保廣市長から言われたと発言されております。市長、相手の方から足を運ぶ必要なしとされているのにわざわざ出かけることは、被災地の市長としてとるべき行動でしょうか。それなら私的に電報や親書を送付し、激甚な損害であり余震が続く多賀城市を離れることができないので頑張っしてほしいと伝えるだけで事が足りて、市長の男気も立つのではないのでしょうか。

井上保廣太宰府市長は今年4月5日火曜日に多賀城市においでになっております。午前9時前後からお昼にかけて本市におられたようです。ということは、井上保廣太宰府市長は直接自分の目で多賀城市の震災のつめ跡をごらんになっておられるわけです。当然、いや、菊地さん、そこまでなさらなくても、市長として復旧や復興に尽力される時期でしょうから、わざわざ太宰府市まで選挙の応援などに来なくてもいいからといった発言をされたのではないのでしょうか。自治体のトップとして市政を運営していく立場なら当然口にすべき内容を井上保廣太宰府市長はしたと思うのです。なぜなら、さきに紹介した朝日新聞4月18日付朝刊の福岡版によると、太宰府市長選挙候補者井上保廣氏は第一声で、多賀城市を訪れ、安全・安心のまちづくりに意を強くしたと訴えたと、そう書かれているのです。そのような井上保廣太宰府市長の意向を市長自身が聞いていながら太宰府市に赴いたのは、

市長、公人としての自覚の欠如そのものではないでしょうか。私人を優先する時期ではなかったのではないのでしょうか。

金額の大小はあっても、全国の自治体から支援金等が送られてきております。お礼の目的で太宰府に赴いたと市長は答弁されておりますが、太宰府市だけに赴いたという行動も市長としてとるべき行動ではないと指摘させていただきます。

5月10日に竹谷英昭議員はこう発言されております。今、市長の発言をお聞きして、男気だとか井上さんの関係だとかという御答弁、これは私昌浦への答弁のことでございます、をされておりましたけれども、私は、1,000万、600万、90万というこの義援金は議会の総意をもって決定し、友好都市多賀城のためということを送っていただいたのではないかとというふうに受けとめておりました。ですから、井上市長個人がよこしたのではないと。その受けとめ方はきちっとするべきだと。市長が最初に私の質問に答弁された内容が見事に理由としての意味をなさないと竹谷英昭議員は指摘されているのです。

さて、江戸時代の会津藩における藩士の子弟を教育する組織に「什」という組織がございました。什は昔の軍隊の編成単位で、10人1組の単位のことです。会津藩では、同じ町に住む6歳から9歳までの藩士の子供たちは10人前後で集まりをつくっていました。それが什という藩士の子供たちのグループです。什は什長というリーダーが選ばれ、什長は、毎日什の構成員の家の座敷を輪番で借りて、什の構成員を集めて什のおきてを訓示しました。什のおきては7カ条からなり、最後、有名な言葉で締めくくります。それは「ならぬことは、ならぬものです」という言葉です。一つ、年長者の言うことに背いてはなりません。二つ、年長者にはお辞儀をしなければなりません。三つ、虚言を言うことはなりません。四つ、卑怯な振る舞いをしてはなりません。五つ、弱い者をいじめてはなりません。六つ、戸外で物を食べてはなりません。七つ、戸外で婦人と言葉を交えてはなりません。ならぬことは、ならぬものです。

私はこの一般質問作成中にこの什のおきてをしきりに思い出しておりました。怒りにも似た感情が心の奥底にわき続けていたのは、行くべき時期でないときに市長が太宰府市に市長選挙の応援に行った行為そのものが、「ならぬことは、ならぬものです」そのものであったからです。

人の口には戸が立てられぬとはよく言ったものです。市長が太宰府に赴いたことは多くの市民の知るところになっております。私もさまざまな方から本当かどうか聞かれました。本当だと答えると、一様に、被災地の市長がなぜ太宰府に行ったんだと発言なされ、顔に怒りの表情が浮かびます。そして、どうして行ったのか真相を知りたい、私に市議会で聞いてくれないかと、5月10日以降、私の両手の指以上の方々から言われました。

市長、この際、はっきりと自分のとった行動にけじめをつけるべきだと存じます。プライベートとはいえ太宰府に赴いたことは軽率だったとお考えでしょうか。また、軽率だったとお考えなら、市議会本会議という公式の場で何らかの行動をとられてはいかがでしょうか。

一般質問通告書に記載した質問要旨4点について御回答をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、最初の質問である、応援演説をしに太宰府へ2日も行く正当性が見出せないとの件でございますけれども、5月10日の東日本大震災対策委員会で皆様に述べましたように、私と井上市長との間柄での決意、私は男気で行ったと申し上げたとおりでございます。

井上市長は大震災後にすぐに1,000万円もの支援金を太宰府市議会に追加提案してください、4月5日には、御自身の選挙があるにもかかわらず被災見舞いのため来庁してくださいました。先日、井上市長に、私も議会で質問を受けているのでもう一度確認いたしますということで確認してみましたところ、自分がみずから市議会に働きかけて1,000万円をお願いしたと。向こうの方でも議員何人からか反対を受けたそうでございます。そんなに大金をなぜやるのだということで。しかし、私は選挙で選ばれたからいいんだと、けじめとして1,000万円をやりたいんだということを本人御自身が私に申し述べてくださいました。私も同じ気持ちでございます。また、太宰府市のホームページには、友好都市宮城県多賀城市への支援として、救援物資の呼びかけから職員派遣の状況、そして義援金のお願いまでも掲載していただいております。特に義援金の振り込みについては日本赤十字社よりも前に多賀城市が掲載されております。これまでに太宰府市から振り込みがありました義援金の合計額は2,390万円ですが、これは今までにはぐくんでまいりました両市議会の議員の皆様方の交流の歴史、そして市長同士の親交があったればこそ強いきずなが深まったその心意気だというふうに私は思います。その心の機微を御理解いただければ、おのずと私のとった行動も、その真意もおわかりいただけるものと存じます。

インフラ整備もあの当時整ったわけですね。4月7日、大きな余震が起きました。その当時までにはほとんど電気も水道もそしてガスも整っていたけれども、4月7日でちょっと寸断されました。私、調べましたけれども、16日、私が行った日に最終的には水道も全面的に復旧するという状況でございます。もしインフラも整っていない状況だったら私は全く行きませんでしたし、余震が万が一それまで起きたらば、私はお金を払っておりましたけれども、行かないつもりで当然おりました。万が一のときには副市長をお願いして行くつもりですし、副市長でも応じられるような状況になったという判断があったわけございまして、インフラ整備が整わなかったら当然行けるわけないし、私自身車を一人で運転して福島から行ったわけでございます。

2番目の御質問で、4カ所の避難所に赴きとありますけれども、市のホームページをごらんいただければ、私がどのくらいそれまで避難所を訪れたか、また現地を歩いて被災状況を見て回ったかおわかりいただけるかというふうに思います。

3番目の副市長との会話については、内容はお話し申し上げません。

4番目の御質問については、5月10日に竹谷議員に申し上げましたように、軽率だったこともあるかなというふうに、先ほどもそういうふうなお話しされましたけれども、そのように述べたとおりでございます。

私が決めたことですので、昌浦議員の何らかの行動をとられてはということについては、私は理解できません。以上です。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

まず1番目なんですけれども、私の最初の登壇しての質問をよくお聞きいただいたならば、インフラ整備が整ったから云々ということで決断したというのは、ちょっと御回答としてはいかがなものでしょうか。

何度も言うのは嫌なので言いませんけれども、とにかく行く時期じゃないと私は思っていましたよ。だから、それは市長とお考えが違うんでしょから、自分がお決めになったということで。じゃあ質問を変えますよ。いわば避難所に被災された方もいっぱいいて、いいですか、あの当時、私もあなたと同じようにいろいろなところを回って歩いておりましたけれども、4月21日において宮内地区などというのはどういう状況であったか、あなたもごらんになっておられるでしょうから、今あえて具体的には言いませんよ。あれを見て、インフラが整ったからといって被災地の市長が他の市町に行くような状況だったのでしょうか。非常に私はその辺で市長とは大きく意見の違うところがあります。よって、あなたの判断、当然です。あなたが判断したんですから。ということは、逆に言えば、あなたは被災地の市長としての公人ということを優先順位の後ランクにして、井上保廣市長との友情というものを最優先したと、そのように受けとめていいのかお答えいただきたいと思いません。

それから、2番目、当然市長なら行っていらっしやるでしょう。避難所や、あるいは市内の企業の方にもですね。ですけれども、やはり、私は思うんですよ。そしてほかの方にも聞きました。太宰府に応援に行かずにあのとき電報やメッセージを送って事足りたよねと。みんなそうだと言っていました。これは(1)で質問したと同じように、市長、あなたのお考えの中には、やはり友情をとられたのかなと理解しております。

それから、3番目、お答えいたしませんというお答えでございました。それらしいお答えを(1)で聞いております。ですから、それを推論するしかないんですけれども、しかしながら、いいですか、やはり副の立場にあられる方というのは、トップの決断とは違うより多角的、そしていろいろな考えというものから総合し、酌み取って判断をすべき助言的なものも与えるべき立場ではなかったかと私は思いますが、市長が答えませんというのが答えなんでしょから、それ以上は聞きません。それも立派な回答ですから。けれども、あえて、私は、3に関しては、いわゆる市のトップとナンバー2がどういう意思決定で行ったかということをお答えしないというのは、私ども通告した限りはやはりそれなりに御回答いただくのが本当じゃないんですか。でも、それも答えませんというのが回答なんでしょから。答えなかったと私も思うしかないですね。

最後、(4)、私が決めたこと云々ということですから、これも私の判断からすれば、いわゆる多賀城市での公務というよりも井上さんの、議会で反対があったにしろ決めたということに対する厚い感謝の思いが最優先して、しかし、市長、太宰府市役所に赴いたのと違うんですよ。あなたが赴いたのは第一声の事務所じゃないですか。お礼に行くなら平日の日、井上さんが当選されてから、本当に御尽力いただいてありがとうございましたと行くべきが本当じゃないですか。それから、いみじくも市長がお話しされたように、多賀城市議会と太宰府市議会は相互にいろいろと訪ね合ったり、あるいは研修で研さんを積んだり、おかげさまで、手前みそになりますよ、4月21日の市議会冒頭において私を含めて3人の方が市議会議員在職20年の表彰をいただきました。ですから、私自身が太宰府市議会とどれだけの交流があり、かつ友好都市にまで持っていったかその経緯は嫌というほど知っています。ですが、何度も申し上げます。あなたの行く時期ではなかったというのが私の基本的な考えです。そして大方の方たちは、やはりあなたは行くべきではなかったと。

そして、ここに、そうお考えなら何らかの行動をとられてはというのは、いろいろ誤解もあったようだけれども、少し軽率な面があったと一言謝意を述べればそれで終わりの話なんです。私はそういう意味で、市長がみずからとった行動にどこかでけじめをつけた方が

いいんじゃないのかなという思いから通告をさせていただいたんです。ですから、もし私の話を聞いてちょっとお考えが変わったのであれば(4)もお答えをいただきたい。

要は1、2、3、いろいろ全部すべて質問しておりますので、御理解いただける範囲内で結構ですから、御回答いただきたいと思います。1から4までです。

○議長(石橋源一)

市長。

○市長(菊地健次郎)

友情を優先したのかと。そんなことでは全くないというふうに思います。当然友達ということもあったかというふうに思いますけれども、昌浦議員は、私が強調したかった男と男の心の機微、その辺のことは全く恐らく御理解いただける人ではないんじゃないかなと私は思います。その心の機微をわからなければ、あなたは質問をしなかったでしょうし。確かに私は公人でございます。ずっと発災以来ほとんど休みもしてませんでした。あのときは土曜日、日曜日ということもございまして、私は、井上市長が自分の選挙も顧みずここまで来てくれた。もう荷物もいっぱい持って、発災してすぐに給水から物資支援から何でもやるから菊地さん言ってくれよということで直接電話もよこしましたし、その気持ちにこたえたというのが私の心情でございます。その辺をまずわからなかったら私がとった行動は幾ら言っても御理解はいただけないだろうと私は思います。当然市民に対して後ろ髪を引かれる思いで来ましたと、あの聴衆の前でそういう話をしました。皆さん、本当に大変だったでしょうねということで、その後もいろいろな方々から声をかけられました。私は毎年太宰府の政庁祭り等へ行っております。そのたびに親しくなっていく人がいっぱいいるわけございまして、それが最終的には2,390万円という、まだまだふえているみたいでございますけれども、そういう義援金等になったんじゃないか。そのきっかけづくりをやっていたのは井上市長だというふうに私自身は思っております。おれも政治家だからそんなことをやったんだということを私ははっきり言ったと井上市長も議会に対しておっしゃっております。私もそのとおりじゃないかなと思います。どのように思うかは、昌浦議員、あなたの判断でございますけれども、その辺の機微がわからなければ私のとった行動は幾ら言ってもわからないというふうに思います。以上です。

○議長(石橋源一)

昌浦議員。

○18番(昌浦泰己議員)

機微わかります。簡単にどうのこうのじゃなく、わかっております。しかしながら、いいですか、菊地市長、あなたは多賀城市の市長だということを考えたらどうなんですか。とりよによって、友情を優先したとしかとれませんよ。私は何も行くなと言っていません。物がある程度、このいろいろなことが落ちついたなら、むしろどうぞ行ってくださいとこっちが頼みますよ。

それから、人情の機微云々。しかしながら、何度も申し上げますよ。あなたは市長であり、被災者の方がまだ仮設にも入らないような、一部入ったかどうかちょっと後で確かめますけれども、そういうような時期に一太宰府だけ、なおかつ市長選挙に行くというのはおかしんじゃないですか。それを幾らわかれと言われたって、私わからんね。理解できないもの、はっきり言って。私がとったことは機微がわからなければなんていうのは。私はそれわからん。はっきり言って。

そして、あなたは市長なんだということをよく考えてください。そして、言っておきます。いいですか。私は当選以来、よく市議会与党だ野党だと言っているけれども、私は全員野党でなければだめだと思っていますよ。そして、執行部側がやはり行政行為をしたことに対して議会が目光を光らせなければだめだと思っていました。ですから、あなたはプライベートで行ったから、私、通告に申し上げますよね。「市長は私的とはいえ」と、冒頭に書いているじゃないですか。しかしながら、機微どうのこうの、人情の機微云々。それは平時において優先してください。このような未曾有の大震災が発災して、まだ四十九日も過ぎていないのに、お礼なんていうのは何とでもできますよ。何なら市長とそれから市議の議長と相連れ立って、ある程度の落ちつきを取り戻したときに行けばいい話じゃないですか。政治家だから 1,000 万円云々。私だって、もし立場が逆で、太宰府市が博多湾から押し寄せた大津波で壊滅的な被害になったと言ったら、あなたに男気、人情の機微を十二分に発揮させていただきます。あなた御自身いろいろなお友達ができたように、私自身も太宰府には友人がおります。ですから、あなたが、機微がわからない、私がわからないだろうとか、ちょっと失礼な答弁じゃないですか。論理性を欠いていますよ、はっきり言って。抽象的な言葉の羅列で。

どうですか。もう 1 回、市長、御答弁いただけますか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

逆に、多賀城市議会で今最後に言った太宰府に、あそこも水害で大変な思いをしているところでございますけれども、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。そういうことだってあり得るんじゃないかなと私は思います。そこまでやってくれたということに対して、いろいろな形で私は心意気を感じて私は決断したわけでございます、その辺の御理解をいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

ここで休憩に入ります。

再開は 11 時 40 分。

午前 11 時 28 分 休憩

---

午前 11 時 40 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

6 番金野次男議員の登壇を許します。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

今回の東日本大震災でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災し避難生活を送っている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から早いもので三月半を迎えようとしております。自衛隊、警察初め関係諸団体及び職員の皆さん、この間、市民生活の一日も早い再建に向け、復旧を初め、被災者の生活再建支援等の尽力に感謝申し上げます。

さて、災害は忘れたころにやってくる。災害は、最近では忘れる前にやってきます。昨年2月27日、チリ中部沿岸を震源とする地震で本市において初めての大津波警報、避難勧告、避難指示で、関係機関の方々の対応で人的被害、物的損害もなく、後世に残る教訓が得られました。その教訓が水の泡。本年3月11日午後2時46分ごろ、国内最大マグニチュード9.0、本市の震度は5強です。津波の高さ、仙台港で約7メートル。東日本大震災、千年に一度の地震津波。本市仙台平野を襲った津波。理科年表を見ると、西暦869年の貞観11年、貞観津波。1611年（慶長16年）、慶長津波。貞観、慶長津波以来の大震災であります。

私は平成17年に津波に関して一般質問し、その後、担当職員の御努力により、宮城県沖地震に備え地域防災計画の見直しや2009年に洪水津波ハザードマップを作成し、マップには仙台港及び砂押川からの津波の浸入、私を初め、仙台港周辺と砂押川河口のごく一部ぐらいの浸水と予想しておりました。現実にはまさか、想定外の想定外。産業道路、国道45号線まで超えることはだれも予想しなかったことと思います。規模、被害とも想定をはるかに超えた東日本大震災。原点に戻り、この津波の教訓を生かし、さらに防災に強いまちづくり。生涯、私は平成23年3月11日というこの日を決して忘れない一人として質問に入らせていただきます。

1点目は、災害廃棄物（瓦れき）処理・撤去でございます。

今回の災害で震災廃棄物は量も膨大であり、瓦れきの種類も多岐にわたっております。仮置き場。関連法規を調べてみたら、大気汚染公害防止法や産業廃棄物処理施設に関する法律ほか全部で7項目の法律の厳守の上、適正な管理運営に当たると明記されております。県は3月28日、災害廃棄物処理基本方針を策定し、被災市町村、関係団体の連携強化や情報の共有化を目的として、宮城県災害廃棄物処理対策協議会を設立しております。災害廃棄物を目標の3年以内に処理すると報道されております。

本市においては、道路部分の瓦れき撤去についてはほぼ終了していると思っておりますが、1次仮置き場、中央公園を初め3カ所に集積している被災廃棄物は3カ月以上たってもダンプ1台も搬出されておられません。むしろ毎日毎日搬入される。瓦れき置き場も不足。地区住民から悪臭、公害問題や衛生問題。5月には仙台市で火災が発生しております。当市の担当者は、県の災害ごみの2次置き場または最終処分先、方法が確定しないと実施できないと。私は、災害廃棄物につきましては、制度上市町村みずから処理責任があると思っております。市町村は県へ要望、県は国へ要望、これではなかなか時間がかかり、よい方法には解決しないのが現状であります。県の2次仮置き場への搬入は早くても秋ごろ。東北地方も本格的な梅雨に入り、夏季期間、公衆衛生問題の前に、最小限、第二中学校の瓦れきの山を早急に自前で処理すべきと思っております。

そこで、廃棄物によって効率的な選別及び破碎等の処理を行うことによって、処分する廃棄物の軽減、廃棄物量の運搬コスト、処分コスト等の削減を図る目的で、二つの案を提案いたします。

私はいろいろな場面で話しておりましたが、1次仮置き場で多種多様の自走式分別破碎機の導入と他県の処理依頼。他県の処理依頼といっても、人の家のごみを処分してやるのは親しい中でも嫌なことと思うが、せめて友好都市天童市に、生瓦れきではなく破碎したチップを処理依頼または一次保管をお願いすべきではなかったのかと思っております。あの瓦れきの

山を一山、二山崩す迅速な対応、速やかな瓦れきの処理こそ、史都多賀城の復旧の第一歩であると思います。市長、やる気があるのかないのか、御回答をお願い申し上げます。

2点目は、県仙塩流域下水道仙塩浄化センターについてでございます。

地震津波で被災した仙塩浄化センターは、3月、4月は緩衝公園に応急的に沈殿池を設置、上澄み水を塩素消毒して砂押川に放流。これは法的には、簡易処理、沈殿、消毒。放流水の生物化学的酸素要求量BODは下水道法基準1リットル当たり15ミリグラム以下がこの震災で国が緊急的に示している1リットル当たり60ミリグラム以下になり、法的には何ら問題がないことが明らかであることは宮城県中南部下水道事務所の方からお聞きしております。

でも、廃棄能力不足から大代各所でマンホールから汚水が漏れた。そのときは大代地区の住民は、三次被害の始まり、地震の次は津波、そしてこれから2年間は汚水、悪臭との闘いと覚悟を決めなくてはなりません。明るいニュースは、6月9日、報道関係で仙塩浄化センターメインポンプ4台復旧の完了報道で、でも東部地区の住民は、メインポンプが作動したとしても4個の沈殿槽、浄化槽がまだ完全復旧はしておりません。生活環境を悪化させている悪臭。私は復旧工事費が、国が認める国の災害査定が認可されなければ期間のさらなる延長が考えられると思っております。一日も早く本格的工事をやるためには、県、国へ強く要望し、これから夏季期間、公衆衛生問題または臭気対策解決についてどう考えているのかを説明を求める次第です。

3点目は、小・中学校における防災対策の推進についてでございます。

昨日の多賀城市東日本大震災慰霊祭追悼の言葉でも出ましたが、教育委員会の歴史や後世に残る震災時の活躍、各学校長初め教職員の臨機応変な状況判断で、あの3月11日、大震災時、県内随一、小・中学校10校の児童・生徒・教職員一人も犠牲者を出さなかった現場の先生の対応に感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、市長が常日ごろ児童・生徒の安全で安心な教育環境の整備に力を入れ、学校施設耐震化対策をすべて完了させていたのは改めて評価いたします。

私がなぜこの質問をするか。ある学校の行事で父母代表あいさつの中で、多分11日一夜を明かした生徒十数名の両親の言葉を代表して述べたものと思われます。冒頭に、「あの震災で我が子に生きて会えるのが一番うれしい。先生、ありがとう。先生、ありがとうございました」と、何度も何度も御礼の言葉でした。私も涙ぐみ、万が一あの石巻の大川小学校の児童の悲劇だったら、教育委員会、先生方は亡くなられた児童の両親から反対の言葉を浴びせられたことでしょう。それを思うと、指導者、教育者は、1分1秒の状況判断、決心は生死にかかわることの重責に考えられました。本市の学校防災対策は県下一番の自信と誇りを持ち続け、さらなる学校防災計画を総点検して防災危機意識を推進すべきと思うが、いかがですか。

次に、空き教室の分散備蓄ですが、20年第4回定例会で、子供たちが大半を過ごす学校での防災に備えて空き教室に食糧等の備蓄を真剣に考えるべきじゃないかの質問で、市長は、学校施設を利用した分散備蓄を進めるとの答弁でした。すぐに各学校へ少なからず備蓄。本定例会補正にも計上されていました備蓄品。自然災害はあすにも襲ってくるかわかりません。各学校の分散備蓄に、今回の教訓を生かし、今後さらなる重点を置くべきと思うが、いかがか。

終わりに、今回の震災の教訓を踏まえ、単なる復旧にとどまらず、防災基準、防災体制を抜本的に見直した市民の生命・財産を守る災害に強いまちづくりを望み、質問を終わります。

○議長（石橋源一）

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後 1 時です。

午前 11 時 53 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

御報告申し上げます。先ほど 3 番深谷晃祐議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がございました。

それでは、お昼前の金野議員の質問に対して市長から答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の瓦れき処理・撤去についてでございますけれども、今回の東日本大震災で津波により被災した地区は大量の瓦れきや土砂などで埋め尽くされました。多賀城市ではいち早く水の引き始めた地区から、道路等の災害廃棄物を緊急的な仮置き場として確保できた中央公園、あやめ園駐車場、（仮称）多賀城インターチェンジ予定地、高橋公園などへ急遽搬入を開始いたしました。しかし、金野議員の御指摘のとおり、これらの仮置き場は住宅地や学校等に隣接していることから、臭気、害虫の発生等により周辺環境の悪化が懸念されるので、飛散防止用ネットフェンスや消毒剤の散布などを実施しております。

また、このような問題は本市特有のものでもなく、沿岸部の被災地でも衛生状態の悪化が深刻化していることから、宮城県では専門家で組織する衛生会議を発足させ今月中に指針を策定することとしておりますので、この指針により、さらなる対策を講じてまいりたいと考えております。

宮城県で設置する宮城東部ブロック、いわゆる 2 市 3 町の 2 次仮置き場の進捗状況についてですが、6 月 2 日に 2 次仮置き場の候補地、仙台市宮城野区蒲生地区の約 45 ヘクタールについて仙台市長から設置への合意をいただきました。しかし、当該蒲生地区は仙台市も独自の 2 次仮置き場として使用していることから、重複する搬入経路の調整、貞山運河への仮橋の設置、仮置き場予定地の地盤の沈下など、難題が山積しており、供用開始は年内中となる予定ですが、緊急避難的に県では利府町の総合運動公園内に宮城東部ブロックで共同で利用する約 4 ヘクタールの用地が確保されております。

次に、仮置きしている災害廃棄物をほかの箇所に搬出してはどうかとのことですが、2 次仮置き場の供用開始が年内中という現在のスケジュールでは早期に災害廃棄物を 2 次仮置き場へ搬出が望めないことから、市独自でできることから災害廃棄物の処理を順次開始して

おります。まず、災害廃棄物の分散収集を図るため、6月からは宮内1丁目地内の民有地を借用して仮置き場を設置いたしました。また、家屋解体の廃材を利府町の総合運動公園に搬出するほか、ブロック塀等のコンクリートガラを破砕機にて資材として再利用し、さらには鉄くず、タイヤ及び家電製品については順次リサイクル処分を行っております。

環境悪化をもたらしている可燃性混合廃棄物は、お話では天童市へというふうな話もございましたけれども、一部を山形県米沢市の最終処分場に災害廃棄物の処理を依頼し、また、廃棄物を総合的に処理するため民間のノウハウを活用し、災害廃棄物を破砕、圧縮、梱包などをして容量の縮減、家屋解体に伴う木材を除塩、チップ化するなど、2次仮置き場への搬出前に可能な限り廃棄物を処理し、災害廃棄物の減量を目指しております。

被災者の生活再建のため被災地や仮置き場にある瓦れきの早期撤去は、金野議員と同様に、復旧・復興の第一歩であると強く認識しておりますので、早急に2次仮置き場へ災害廃棄物を搬出できるよう引き続き県に強く要望してまいりたいと思います。

第2点目の仙塩浄化センターに関する御質問でございますが、同センターではほとんどの電気機械設備が浸水や土砂の流入により全面的な機能停止状態となりました。このため、緩衝緑地内に仮設の沈澱池を設けるとともに、市内各所の汚水マンホールに暫定の水中ポンプを設置しておりましたが、5月30日にはメインポンプ4台が復旧したため、現在ではマンホールからの溢水は見られなくなりました。また、水処理は沈澱と消毒を行ってきましたが、それに加え、来月からは簡易的な生物による処理の開始、汚泥の濃縮、脱水装置の仮復旧により、段階的に改善されるものと考えております。

なお、当初、完全復旧までに2年間要すると説明されておりましたが、施設の損傷が予想以上に激しいことから、県では周辺住民に対しましてチラシを配布し、従来と同レベルの処理は平成24年度後半から徐々に開始するものの、完全復旧は平成25年度末になると改めて周知されております。

次に、公衆衛生問題についてでございますが、悪臭の発生源を根本的に改善しなければ解決しないものと考えております。市といたしましては、終末処理施設の所在地として宮城県にこれまでも強く要望してまいりましたけれども、これから気温の上昇に伴い臭気が強くなることが懸念されることから、引き続き浄化センターの消臭対策の強化を要望してまいります。

3点目の小・中学校における防災対策の推進についてでございますが、御質問の中で述べられておりましたように、将来を担う児童・生徒に一人の犠牲者もなかったことは学校の教職員の方々や地域の方々の適切な指示等によるものであり、また避難所運営においても多くの御協力をいただきことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

幸い、4年前から本格的に取り組んでまいりました学校や保育所などの子供たちが利用する建物の耐震補強がすべて完了していたことも大きな要因であり、安堵しているところでございます。

また、各小・中学校への分散備蓄につきましては、今後の災害に備え、食糧や毛布等を速やかに避難者へ提供できるよう、余裕教室などを利用し適切に配備したいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。学校での防災教育につきましては教育長から回答させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長 (菊地昭吾)

それでは、学校での防災教育に関する御質問につきまして、私の方から御回答を申し上げます。

金野議員の子供たちへの思い、安全や防災に対する思いは、全く同感でございます。

学校においては、安全教育、防災教育の一環といたしまして地震及び火災の避難訓練を実施してまいりました。このこととあわせて、今後は津波や原子力発電所事故への対応を加えなければならないと考えております。

また、国、県あるいは市の指針等が新たに示されることを踏まえて、地域の実情に応じた防災マニュアルをつくることとなりますので、各学校とも十分協議し、また指導してまいりたいというふうに考えております。

さらには、各学校は非常災害が起きた場合の避難所に指定されていることを踏まえ、地域の防災訓練への参加についても大きな意味があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長 (石橋源一)

金野議員。

○6番 (金野次男議員)

1点目の災害廃棄物処理・撤去について、市長の方から進捗状況を御説明ありました。私の思いも伝わったのではないかなと思っておりますが、ちょっと質問します。

二中のわきのところにガラコン破砕機、5月に入りましたよね。やはり私もなぜあそこに入ったのか疑問点でした。なぜかという、この災害廃棄物の法律をちょっと開いてみたら、騒音問題、法律とか振動公害、振動規制法とかいろいろあるんですね。だから、そういうところには持っていかないで、幸い北日本の方に行ってかなりの活躍をしているように私は見受けました。そのとき多賀城の被災した瓦れきとかはやはり市独自で、最初、破砕機で細かくして10トンだったのが5トン、そういうような感じで集積していればもっとも量が置けるんじゃないかと。ただ、多賀城は御存じのとおり、このように騒音問題とか振動問題とか、それから大気汚染公害、広いスペースがありません。それでこのような処置になったと思うんですが、幸いに、今市長が利府町総合運動公園に置くと。そこに多分、今市長の答弁だといろいろな破砕機も持って行ってやろうということだと思うんですが、それにも回答をお願いします。

それから宮内1丁目の民間有地に置くと。そして、私が言っているのは、友好都市天童市にこの破砕したチップを集積保管してもらいたいと言ったら、市長の方から、米沢市の方へ何か処理の話がまとまっているということでしたので、その辺は進めていただきたいと思っております。利府の総合運動公園のものについて答弁をお願いします。

2番目の浄化センターについてです。これは、私以下たくさんの議員が説明をしております。私から1点だけ。やはり災害査定、これがおりなければ県だって大変なんだと思うんです。

どうか県に強く要望して、東部の人々のために一日も早くもとに戻るような状況をつくっていただきたい。これは要りません、答弁は。

最後の小・中学校における防災対策の推進。教育長、本当に徐々に、今まで二中の弓道場でかなり討論をやりましたが、きょうはにこにこという顔でありますけれども、本当に先生方、大変御苦労でした。私は体育館に行って、多い人では27日、ひげもそらないで、ふるにも入らないでやっている先生もおりました。そういうのを見ると、本当に、ああ、今回は震災でたくさんの教訓を得たんじゃないかと。

あと市長も言われましたように、空き教室、これは市長部局と教育長部局の方でしっかりと協議をして、しっかりした備品を置いてもらうようにしてください。

それから、教育長にはこれだけ答弁もらいます。私も大川の小学校を見てきました。多分教育長も見てこられたと思うんですが、そのとき、教育者の一人としてどういう感想を持ったか、それだけお答えください。以上です。

○議長（石橋源一）

それでは、初めに、市長。

○市長（菊地健次郎）

利府の関係とか破砕機の関係とかは市民経済部長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。私の方はそれだけです。

○議長（石橋源一）

それでは、市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

利府の仮置き場での破砕機導入という御質問でございます。木材を主眼にした御質問かと思しますので、それに関して答えさせていただきます。

木材をチップにしてバイオマス燃料として使うという考え方はございます。ただ、問題になるのが、今回津波をかぶった木材は塩素分が2%以上あるということでございます。これを通常の資源物として使用するためには0.1%以下に下げなければならない。それで、市で現在考えておりますのは、幸い多賀城市には工業用水が通っております。工業用水は聞くところによると1トン当たり60円程度で手に入れることができるようでございます。市としては、この大量の材木を0.1%まで洗い落としてチップにして出す。そうしますとこれはもう廃棄物ではございません。資源物でございますので、日本国内どこへでもその市町村の許可なしに出せます。そういったことでちょっと今現在考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

災害が起きて何日たったときか、日にちをちょっと忘れましたが、私も大川小学校まで行ってまいりました。ちょうど雨が降っていて向こうまでは車が入りませんので、新北上大橋と言うんですか、あそこのたもとに車を置いてあと長靴で歩いてというふうなことです。が、どんなことがあっても学校は最も安全な場所であればならないというのは、だれか

れ言っているわけではなく当然であります。ただ、ああいうふうにはいろいろな状況の中で多くの子供たちの命が失われた。これはもう本当に未来の宝というか、多くの市民の宝というふうなことでありましたが、ああいうふうな事故があつて私も全く言葉をなくしたわけですが、そういうふうなことも十分心しながら、子供たちの安全というふうなこと、多様なことを考えながら守っていかなければならないと強く思った次第であります。以上です。

○議長（石橋源一）

次に、20番小嶋廣司議員の登壇を許します。

（20番 小嶋廣司議員登壇）

○20番（小嶋廣司議員）

初めに、この東日本大震災ではかなくも命を落とされた御遺族の皆様に心からお悔やみの言葉を申し上げます。また、連日放送されているあの忌まわしい震災の画像を見ると、人知れず寂しくなり涙のこぼれる思いでございます。御冥福をお祈り申し上げ、質問に入らせていただきます。

私の質問は、通告どおり2点でございます。

まず、これまで開催されてきました東日本大震災対策委員会、週1回の委員会で、それも1週間おくれの回答をいただいておりますけれども、そのことについては過ぎ去ったことでありますし、視点を変えてこれからのことについて質問したいと思っております。

まず、災害廃棄物仮置き場の環境整備と衛生対策について、2点お伺いいたします。

まず、文教施設（多賀城第二中学校、山王地区公民館）及び付近住民に対する環境衛生対策についてお伺いいたします。

御存じのように、あの地域には文教が。どういうわけで、最も子供たちの大事なところになぜかと自問自答しておりました。こういう時代ですから万やむを得ないと思っておりますけれども、やはり将来ある子供たちに少しでもいい環境で勉強していただき、そして快適な生活をさせてあげたいと思い、質問申し上げるわけであります。

あの地域に行つてごらん下さい、市長。本当。瓦れきは山のように積まれている。昼はぬれて、そしてこういう雨が降らないときにはにおいが来る。しかし、雨が降って少したつたら今度は発熱して大変なものになりますよ。市長は一生懸命やつて、9月、10月、そしてあるいはその後には蒲生の方へ持つていく、そんな計画を聞きましたけれども、やはり早くあれは手を打つていただきたいんです。民間の場所にでもいいから、借りてもいいから。なぜ西の方に来るのかなと思つているんです。これからは暑くなつてきますとにおい、それから蚊やハエ、ゴキブリなど出てきます。これはどういうふうにも消毒しても、あれだけの物を積んでおくということは、手ができないんですよ。あれを早く撤去して子供たちに安心を与えていただきたいと思うのであります。

それから、次に高橋の、これまたなぜか多賀城の西の方にばかり来るんだから、高橋地区の近隣公園、あそこに汚泥の集積場をつくりましたね。今までは北西の風が吹いているからいいけれども、今度は南東の風が吹きます。そうしますと、あそこあるいは周辺に物すごいいにおいが出てくると思うんです。そしてこの汚泥は津波によって運ばれて、そしてその中にはいろいろな薬品も入つています。それは市長が一番わかっているんだから。ですから、あそこまでやつたんだから、仮置き場として一時置くのはやむを得ないけれども、

あれに対するしっかりした対策を立てていただきたい。ここ雨が降ってきますとあそこの泥が水に溶けて流れてきます。そうしたら、あの幹線道路の上のところを落とし堀にしているけれども、あの汚水は高橋の市街化区域内に入っていきます。東地区に。そして、あそこのところは東地区の子供たちが通学路として歩いているんです。ですから、父兄の方にも言われましたけれども、何でここに集めるんだべねと。だから、どこも予定地がなければいようにちゃんとした防備をしていただきたいと思います。まだかわいい小学生が粉じんを吸って胸を悪くされたり、あるいはアレルギーになったりして登校できなくなるとかわいそうで仕方がありません。できるだけ防除と、そして対策をとっていただきたい。そしてまた、できるならば、汚泥はなかなかよそにとっても喜ぶところはないだろうけれども、とにかくあそこのところを考えて善処していただきたいと思います。

それから、次に、農地及び農業資機材への助成についてでありますけれども、これは津波を受けた農地及び農業資機材の復旧に対する助成措置についてはどのように考えているか伺うものであります。

津波によって六貫田、一本柳地区が冠水しました。そして、その上の分は除塩をやって水をかけて田植えました。排水口から上の方。ところが、その下の方の部分を含めたあの部分、あるいは市街化区域内の農地についてどのような対策をとっていかれるか。そして、どういうふうな形で農業資機材に対する助成をしていただけるか。この辺も考えていただきたいと思うのであります。

何しろ農家は、米は安いし、まず仕事をしてもなかなか厳しい。だから、あそこから移るのに判こ押したんだか。押さないんですか。まずそういうことで、それぞれの市の方針もあろうと思いますけれども、その点をよくお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点目について前向きな答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

小嶋議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の災害廃棄物仮置き場についてでございますが、先ほど金野議員にお答えしたとおり、仮置き場での環境改善対策を講じてまいりたいと思っております。何で西側にばかり置くんだという話でございますけれども、西側しか置く場所がないというのが偽らざる事実だと。それだけのあいているスペースがないという状況をぜひおわかりいただきたいと思えます。

また、この仮置き場の現状でございますけれども、私も小嶋議員がおっしゃった思いは本当に同じでございます。3週間ぐらい前ですか、市民経済部長から私のところに電話が来まして、雨が降って、結局火事ではないけれども煙が上がっているということで、急遽消防団の方々に見ていただいたというふうなこともございまして、たしか日曜日だったかな、休みの日だったですけれども、私も急遽現場へ行って、中央公園の野球場のすぐそばにあった瓦れきでございますけれども、やはり行ったら蒸気が上がっておりまして、下手すると火事になるのかなということで、1時間置きか何か消防団の方々が見回りしているというふうなこともございました。ですから、できるだけ早目にどこかに持っていきたいという思いは一緒でございます。先ほど金野議員に申し上げたとおりでございます。

なお、高橋地区の土砂、汚泥の飛散防止対策につきましては、現在仮置き場の東側と南側に仮設のネットフェンスを設置しておりますけれども、今後西側の市道山王高橋線側にも同じように設置してまいります。さらに土砂につきましては、工場地帯の事業所で復興のために盛土材として使用したい旨の申し出もあるということで、順次土壌改良などを行いまして、そちらの方にも搬出してまいりたいと思っております。

次に、津波被害による農地及び農業資機材に対する助成措置をどのように考えているかとの御質問でございますけれども、東日本大震災による津波で被災した農地は、水田が 68 ヘクタール、畑が 8.3 ヘクタールの計 76.3 ヘクタールに及びました。被災した水田につきましては、災害復旧事業によって瓦れき等の撤去はほぼ終了しており、このうち、かんがい用水を直接砂押川に排水できる地区約 28 ヘクタールは、地区興農実行組合へ委託した除塩作業が終了し、平成 23 年産の水稲の作付を実施しております。その他の被災農地につきましては、国が地震津波緊急対策として制度化した被災農家経営再開支援事業を活用して、地域農業の再生と早期の経営再開を支援してまいります。なお、当支援事業を進めるため、被災農業者の方々に八幡地域農業復興組合が既に設立され、復興に向けた取り組みが始まりました。さらに、今回の大震災に被災した農地を含めた土地につきましては、固定資産税の減免を実施いたします。

次に、農業資機材についてでございますけれども、同様の緊急対策として、稲、麦、大豆等の生産再開を支援いたします東日本大震災農業生産対策交付金制度は、農家 5 戸以上による農業用機械などを共同購入する際に事業費の 50%以内を支援する仕組みでございます。なお、農家個人の使用する農業資機材は、仙台市農業協同組合が購入し貸し出しを検討しております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

小嶋議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

1 番目の災害廃棄物仮置き場の衛生関係はお話しただけなかったんじゃないかな。二中と山王地区公民館、蚊やハエなどはどうなっているか。

それから、瓦れき置き場に対しては対応策をやるということですが、これからまだ危険、全壊家屋の壊すのがありますね。そして撤去する。そのものが来た場合、どちらが優先するんですか。例えば今の置き場のものを運んでするのか。そっちでなく、あくまでも蒲生のを借りたからそっちの方をするのか。県の総合運動場に持っていくんですか。

ということで、あと高橋の近隣公園予定地の泥は工場の復興作業に使いたいということで、これはいつごろ、予定はわかりますか。その点について、後でまとめて。

それから、塩水につかった廃材、これを洗い流してやるということですが、それはどこで洗って、だれがするのか。そこも回答してください。

それから、農業機材についてですが、とにかくあれだけの面積を除塩するということになりますとかなりな年月がかかるんじゃないかと思うのですが、大体の目安を教えてください。

それから、農業機械、5 軒でやれば 50%援助するということがありますけれども、実際私も学校をやめてから農業をずっとやっているけれども、なかなかそこまでいかないような

感じがするんですけども、どういうふうな構想を持っておられるのか、おわかりになったら教えていただきたい。実際難しいんですよ。金がないんだよ、本当に。みんな流されてしまって。だから、気の毒なんです。そういうことで、お話しいただければと思います。御回答をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長ですか。市長ですか。市長。

○市長（菊地健次郎）

今いろいろ具体的なことを小嶋議員からお話し申し受けましたけれども、瓦れきの関係の衛生関係、全壊家屋の関係もそうですし、それから廃材の洗い流し、田の除塩等細かいところまで、一応市民経済部長に細かいところをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まず、瓦れき仮置き場の衛生対策でございます。現在は消毒剤、これは造園業者の方にお願いしましてまいっております。ただ、今後、宮城県が衛生会議を発足させて今月中にどういった効果的な消毒法を行うのか新たな指針が示されます。7月以降はその指針に沿った形で行っていくことになると思います。

それから、次に、撤去した家屋の廃材については、現在利府に持ち込む予定でございます。

それから、次に、汚泥の撤去時期でございますが、地盤をかさ上げる計画を持っている業者でございますけれども、これから1メートル程度地盤を上げるということで建築確認が必要だそうです。それでまだ時期は明確ではございませんけれども、9月には建築確認を出したいという御意向をお持ちのようでございます。

それから、その廃材の洗浄等をどこのだれがということでございますが、これは今後入札によって決めていくこととなります。

次に、農地の除塩はいつ終わるのかということでございますが、これは平成23年度内の終了を目指してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。小嶋議員。

○20番（小嶋廣司議員）

総合運動場に新しい瓦れきを持っていかれるということですか。だったんだよね、今のお話では。今の積んでいるやつは持っていかないと。

あと、市長。市長と言って悪いかな。ついでだから、これ本当は通告はしていないんですけども、中央公園のところの市長が非常に力を入れている壺碑、あそこにこの間私の友達に来て、こういうふうなところだと言うと見せてくれないかというので案内したんです。そうしたら、上がって、ああいいねと言ったけれども、においがしてきて、あららと、何

でしょう、この廃材のにおいでとびっくりされたんです。これどこから持ってきたの、これって。こういうわけで、工場地帯の方から、あの地帯が津波をかぶったのでここに一番先に道路を復旧させるために持ってきたんだという話をしたら、ああ、でもね、せっかくこれだけの名勝、できるだけ余りにおわないうちに運んでもらったらいいいんでないのと言われたものですから、私もそのとおり感じているんです。

でも、私のように農家をずっとしてくと、常に今回のような地震なりなんなり天災は常につきものであって、農家はそれとの戦いの中でやってきているから農家というものは包容力があるんです。だから、もう少し我慢はできるけれども、市でやれることは優しく手を伸べてやってあげてほしいと思います。回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

小嶋議員がおっしゃったように、やはり史跡のまちにああいう瓦れきはふさわしくないというか、そのとおりじゃないかなというふうに思います。たまたま文化庁長官が東松島を視察に来られて、その帰りに多賀城にお寄りになりました。そのときに、初めて多賀城に来られたにもかかわらず瓦れきの状況をごらんいただくようなことになってしまったものですから、本当に大変ですねという言葉が投げかけられましたけれども、本当に残念でいたし方ないという、そういう思いは同じではないかなというふうに思いました。

全壊家屋のことは市民経済部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

利府の仮置き場に持っていくものについて申し上げますと、これは、今後解体する家屋の木材を利府の仮置き場に運ぶ予定です。（仮称）多賀城インター及び中央公園付近の瓦れきにつきましては、先ほど金野議員にお答えいたしましたとおりに一部は県外の廃棄物処理場に持ってまいります。また、そのほかの可燃性のごみ等に関しましても、中間処理、これで破碎、圧縮、梱包、あのごみを小さく刻んで包んでしまっって周りに飛ばないように、また、においの出る量を最小限に抑えられるところまで今後できるだけ早い時期に取りかかろうと考えています。そうしますと量が減りますので、北日本自動車学院の中に収めることができる可能性を現在は探しているところが今の状態です。

以上です。

○議長（石橋源一）

次に、5番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5番 米澤まき子議員登壇）

○5番（米澤まき子議員）

質問の前に、このたびの震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。まだまだ続く余震に心も体も本当にお疲れではないでしょうか。お察し申し上げます。

それでは、通告どおり質問させていただきます。

宮城県仙塩流域下水道仙塩浄化センターの現状についてです。

発災後、地震津波により、県の下水道処理施設については、7カ所の処理場のうち3処理場、仙塩、県南、石巻東部が壊滅的な被害を受け施設の機能が停止したと伺いました。復旧については、出穂期前の5月末に主ポンプを復旧して処理場での揚水能力を確保し、処理場内での沈澱、消毒による簡易処理を行い、平成24年度下半期から段階的に従前と同様の処理に切り替え、平成25年度末までには完全復旧を図ると、仙塩浄化センター周辺の皆様へと書かれた内容の説明文が回覧されました。臭気に触れた内容については、消臭剤の散布などの軽減策を行っており、そして風向きや風の強さによっても強くにおうことがありますので御理解、御協力をというものでした。到底理解はできず、従前の処理形態に復旧するまでに2年を要することに対して、耐えがたい悪臭に今もなお浄化センター周辺の住民の方々は悩まされています。

あす28日は、大代北区の集会所におきまして、まずは5区の区長たちに対し説明会が行われると伺いました。早急な解決策を講じての説明会であってほしいと願うものです。

この悪臭の原因、そして悪臭対策については、県はどう検討されているのか伺います。

次に、福島第一原発の事故による放射性物質の影響についてです。

3月11日の東日本大震災を機に起こった福島第一原発の事故によって、大気、海、土壌に高濃度の放射性物質が大量に放出され、私たちの生活に大きな影響を与えました。今回は不幸中の幸いで、外部電源を失ったものの何とか女川原発は無事でしたが、既に福島原発事故は南東北、関東など広く汚染が進んでいます。福島第一原発から100キロ離れた大気中の放射線量に問題がないとされる仙台市でも不安にとられる保護者は少なくないと感じています。

国は、直ちに健康に影響がない、安全な基準を設けていると言いますが、肝心の被曝のメカニズム、特に放射能に汚染された物質を吸い込んだり、食べたり、飲んだりする内部被曝の説明もせず、10年後、20年後になってからあらわれる晩発性障害の危険性を考慮していません。この晩発性障害というのは、放射能を受けて数カ月もしくは数年後に症状が出る身体的な影響のことで、主にがんや白内障などがあります。放射能が人体に与える影響についてはまだ明らかになっていないことが多いですが、私たちは、よくわからないから安心してしまわずに、わからないからこそ最大限注意して、避けられる被曝は可能な限り避けるという姿勢を持ち続けることが大切ではないかと思えます。

現在、多賀城市でも小・中学校の校庭、プールでの放射線量測定が実施され、空間放射線モニタリングプール水質検査の結果によると、放射性物質は不検出でありましたが、数値を信用しないわけではありませんが、基準そのものに対してさまざまな意見があるのは事実です。保護者の安心のため、より慎重な対応をとるべきだと思います。

校庭、プール以外、例えば通学路、ブランコの下。ブランコの下というのは、子供たちが足をすったりするのでそこにくぼみができます。それから校舎内、幼稚園、保育所など、市独自の測定を検討されているのか伺います。

2点目は、チェルノブイリの周辺でとれた牛乳を飲んだ子供たちの間で、事故から4年後、甲状腺がんが急増したと雑誌の方で見たことがありました。甲状腺がんは適切な治療により回復することが多く、患者99%が甲状腺がんから回復しましたが、直ちに影響はないからといって決して安心してはいけません。小さな子供は細胞分裂が活発なため放射能の影響を受けやすいということ、そして個人でできる予防には限界があるということ

です。保護者の安心を優先したら学校給食の野菜などの産地の公表が求められるのではないのでしょうか。

この2点について伺います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、第1点目の仙塩浄化センターの現況に関してでございますが、大代地区にお住まいの方々に本当に大変御迷惑をおかけしているこの悪臭の原因でございますが、汚泥の腐敗によるものと説明されております。本来は濃縮、脱水、焼却、搬出及び再利用という汚泥処理の流れでございましたけれども、震災により施設が壊滅的な被害を受け工程どおりの処理ができなくなったため、腐敗した汚泥をそのままためておかざるを得ず、これが悪臭を放っている原因でございます。

先ほど金野議員の御質問にもお答えしたとおり、7月からは処理工程が段階的に改善され、薬品もこれまで以上に散布される見通しであることから臭気が抑制されるものと期待をしているところでございますけれども、今後、本格的な梅雨や盛夏の季節を控えておりますので、臭気対策のなお一層の強化を宮城県に要望してまいります。

次に、福島第一原発事故による放射性物質の影響についてでございますが、本市では、東北学院大学工学部の御協力を得まして、6月8日より多賀城東小学校と山王小学校の校庭で週1回測定していただいております。また、市独自で学校のプールの水質及び校庭の土壌調査も実施しており、それぞれ本市のホームページで結果を公表しております。なお同大学では多賀城キャンパスと幼稚園で毎日放射線を測定し、その結果を学院大のホームページで公開しております。

さらに、今月末に簡易型ハンディタイプの放射線測定器1台を入手しますので、効果的な活用と公表方法を検討してまいります。

私からの答弁は以上でございますけれども、学校給食における産地の公表につきましては教育長から回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

学校給食の野菜等の産地の公表については、私の方からお答え申し上げます。

現在市場に流通している食材の放射線量は規制値を下回っており、安心である旨、政府から報道があったことは周知のとおりでございます。本市においてもそのことを十分踏まえまして、安全が確認されている生産者あるいは仕入れ業者から食材の納入を行っており、子供たちに提供しているところであります。

食材の産地の公表については、安全に留意して提供している産地の風評被害といった微妙な問題もあることから、公表する方法や内容を検討しなければならず、現在のところ難しいと考えております。

以上であります。

○議長（石橋源一）

米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

臭気については、大代地区内で毎月発行されています「ふれあい」というのがあるんですが、その中でもこういった市民の意見があるんですね。貞山運河に放流されている汚水は外洋へ出ず、仙台港と塩釜港間を往復し、沈殿物が堆積すると。下水処理場センターの機能が回復した後も臭気発生源の解消にはならないというふうなまで指摘している住民の方もいらっしゃるということと、それと、私が今手に持っているのが、ちょうど昭和48年2月20日、これは仙塩流域下水道終末処理場における設置に係る附帯要綱事項というのが、これのちょっと要旨が手に入ったんですけれども、この第1項目目に、臭気の完全防止と環境保全のために処理場周辺を樹木によりこれをやっていくという。樹木をこのときに6万5,000本を植えているんですね。この効果が大きく期待されるということになっているんです。私も住民の方もてっきりこの緩衝緑地公園にある樹木というのは、仙台精油所のために植栽されているものだと思っていたら、実際にはこういったものにも効果があるというふうな植栽があったんだということが初めてこれを見てわかりました。

それと同時に、この時点から、地元の方は終末処理場が来る時点でこの臭気について物すごく深い関心があったということがうかがえるのだなというふうに思いました。なので、先ほどの答弁の内容は私も重々わかります。正直言って、3月11日の日、3時に終末処理場の方と私、事務所でお会いすることになっていたんです。そのために何度か発災後も施設の方にもお邪魔したり、本当に壊滅的な状況だというのは十分わかりますので、こういった逆に環境問題対策についてももっと県に強く要望していただきたいと思いますので、その辺についてよろしく願いいたします。

続いて、福島原発の件なんですけれども、正直言って、ちょっと私の質問に対して答弁が……。学校給食とそれからプール以外の例えばブランコの下とか、そういったところにも放射能の飛散したものが結構あるというふうにも伺っています。そういったことについても市独自の測定というのが必要かと思えます。

なぜならば、私、数年前に微量のいわゆる放射能が危険性を及ぶという映画も見たことがあります。そして一番には、私の主人は電気屋をやっておりまして、20年前に福島第一原発の復水器で、短期間ではありますが、工事しております。その後、8年ぐらい前なんです。ある国の機関から手紙を1通受け取りました。その中身というのは、それは多分作業した方の中から無作為に抽出して調べているんだと思います。一緒に作業を行った従業員に聞いたらそういう手紙を受け取っていないというお話でしたので。そういう内容で、そして何の手紙の内容かと申しますと、健康管理、いわゆるどこの医療機関に通っているかというのをずっと調べていたんですね。そのことを考えると、とても微量な放射能でもとても危険性があるということ。まだうちの主人はその影響は受けてはいないので、半分以上安心はしております。でも、本当にこれは微妙な微量な放射能でも私は安全な数値とは言えないと思う。安全ですよという言葉に対しては、正直言って懸念があります。そういったことを考えたら、私たち、今の子供たちは私たちが守らなければいけない。そのことについて、教育長、もう一度お願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この環境問題ですね。この間、三浦副知事とお会いしたものですから、三浦副知事、御存じのように多賀城の方でございますので、三浦副知事のところまでは、何かそこまではいつているかどうかわかりませんが、私の近くまでやはりにおいはちょっときょう変だなと思うぐらいにおいが感じられますし、私自身も、いつだったか、2週間から3週間ぐらい前ですか、うちの秘書とどういう状況が行ってみようということで、あそこの東園寺のお墓がございますね。すぐそば。あそこには入れるものですから、あそこまで行ってがっちりとおいを感じてまいりました。本当にすぐ近くにいらっしゃる方々は本当に相当大変なんだろうなというふうな思いが本当に身にしみてわかった次第でございます。米澤議員おっしゃったように、私も6万5,000本の植樹がその対策だったというふうなことは全くわかりませんでした。正直言います。でも、やはり植樹だけではとても足りないというふうに思いますし、なかなか難しいことだとは思いますが、何とか環境がよりよくなるように訴えてまいりたいというふうに思っております。（「東園寺じゃなくて西園寺です」の声あり）東園寺じゃなくて西園寺だね。ごめんなさい。西と東と間違えました。

ブランコの下とかプールの問題については教育長から答弁させますけれども、先ほど言ったように、簡易型のハンディ型の放射線測定器1台いただいたならばその辺のことは大丈夫はかれるんじゃないかなというふうに思います。あとは教育長の方から答弁させます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

原発の問題については、本当に出会ったことのないことであり、全く困ったものだというふうな……、困ったものだけでは済まないわけではありますが、厄介な問題であります。

まちといたしましても測定を、学院大学の先ほどお話したように協力を得て連携していると。学院大学も簡易のものはもっと数台あるらしいんですが、ただ、簡易のものは、これはちょっと大学の先生からいうと、危ないと。危ないというのは、精度がちょっと低いので、数値を公表すればいいという問題でないので、県内でも有数の精度の高いものが学院大学の工学部にあるものですから、近隣というふうなことで協力をもらっております。

なお、大気中については即測定が可能なんですけど、砂場とかなんとかというふうなものについては非常に時間がかかるんですね。1週間ぐらいかかりますか。プールなどについても、時間がかかる、かからないは別にして、県でもサンプルを持って行って調べて、大丈夫ですよというふうなことがまいりました。なお、それだけではちょっとまだというふうなことで、市独自で、プールの水、あるいは中に若干沈んでいる土砂といいますか、そういうふうなものをやっております。あと細々とどの辺までできるかというのは、これからもまだ恐らく簡単に収束する問題でないので、これからまた十分よりよい方法を検討しなければならぬというふうには思っております。

それから、もう一つ、学校給食については、現在、学校給食が心配で食べさせるのは嫌ですというふうな家庭はございません。この点についてはありがたく思っているといいますが、学校で、市として取り組んでいる国、県との連携、それから県全体を仕切っている県

給食会、これとの連携を十分にしているので、ある程度理解がいつているのかなというふうに思います。

当然食材についても、生鮮品ですね。野菜もの。これについては量が量なものですから、市内ですべて調達できればこれにこしたことはないわけですが、そういうふうな状況にないわけで、これについても十分に検査をされて、間違いないというふうなものを子供たちの食材としてやっていると。

なお、これについてはやはり一番関心事、今米澤議員がお話しになったように、関心事というか、一番の難しい問題なんですが、6月18日、給食の食材について農林水産大臣が改めて新聞に掲載しました。何かというと、原発事故にかかわる食材については十分安全なものを提供しているというふうなことで、改めてそういうふうなことがありますので、なお、近隣の2市3町、あるいは管内というふうなことでありますが、この辺とも十分に、いろいろな微妙な問題があるものですから、心配な方への、心配といえばみんな心配なんですが、そういう方々への配慮をしながら今後ともまた安全第一で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石橋源一）

米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

基準そのものに対しては、本当に保護者の皆さんの意見というのはさまざまあるかと思えます。我が子を守る思い、5年後、10年後、本当に安心して子供たちが育つ環境づくりというのが本当に大事かと思えますので、福島なんかでも、また仙台市内でも献立表リストにはもう大分やっているというふうに伺っていますので、これはできる可能性はあると思えますので、ぜひこの辺は市内の保護者の皆さんから強く要望されましたので、ぜひ御検討をお願いします。

以上です。

○議長（石橋源一）

ここで2時25分まで休憩といたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13番 吉田瑞生議員登壇）

○13番（吉田瑞生議員）

被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

東日本大震災の復旧・復興に関する諸課題について、以下、質問します。

本市震度の信頼性を高めるため、震度計の設置場所を変更することについて伺います。

多賀城市は3月11日に発生した地震の震度を5強と発表しています。その内容は、14時46分51秒、4.9、震度5弱。14時47分50秒、5.3、震度5強であります。多賀城市周辺の震度は、塩竈市震度6強、仙台市宮城野区震度6強です。多賀城市の多くの住民は、その後の余震に対するテレビで地震情報の報道を見るにつけ、多賀城市の震度に疑問を持ち、問題視し、適正な数値が示されていないと実感していることとともに、今後の防災対策における基本データとして扱われることとなりますので、状況の判断に影響を与え、被害を拡大するおそれや、防災計画の基礎数値に不十分な要素を残すこととなります。元東北工業大学教授で客員研究員地震工学の神山真氏は、震度は地盤の特性などによって決まると述べています。多賀城市市民活動サポートセンター前に置かれている震度計設置場所と多賀城市域全体を科学的に調査し、多賀城市域総体の平均値を観測できる地点を選定の上、設置場所を変更して住民の不安解消、危機管理に努め、震度の信頼性を高められたいのであります。

次に、仙塩流域下水道浄化センターの早期復旧、悪臭解消、油をつくる藻生産について、国・県へ申し入れを行うことについて伺います。

宮城県仙塩流域下水道浄化センターの復旧工事費を国が認める国の災害査定が直ちにとり行われるよう国に求めることなど、四つの点について伺います。

国の災害査定認定を早急に受け、一日も早く本格復旧工事に着手し、従前と同様の処理、微生物処理に切りかえる本来の能力回復目標の前倒しを図るよう手配して、簡易処理、沈澱・消毒期間を短縮し終息されたいのであります。

2.沈澱・消毒による簡易処理による放流水のBOD生物科学的酸素要求量は、下水道法基準1リットル当たり15ミリグラム以下の10.2倍、大腸菌群の基準1立方センチメートル当たり3,000個の110倍に達し、深刻な問題になっています。甚だしく生活環境を悪化させている排水の臭気対策に関し、科学的知見等の粋を駆使し、総力を傾注して悪臭の解消に全力を尽くされるよう宮城県に求められたい。

3.国が研究的に示しているBOD基準1リットル当たり60ミリグラムを目標にした放流水の水質改善の簡易生物処理を早急に実施するよう宮城県に求められたい。

4.筑波大学生命環境科学研究所の渡邊信教授、先生は丸森町出身です。先生が提唱している夢のエネルギー、油をつくる藻、オーランチオキトリウム生産を下水道処理場で取り組むことを受け入れて、実施に向けて調査されるよう宮城県に申し入れすることについて伺います。

次に、工場地帯、公園等への植樹及び臨港道路中幹線の拡幅、植樹により、防災機能を高め、減災を図ることについて伺います。

国連はことしを「国際森林年」とすることを決めています。津波対策推進法も勘案しつつ、仙台港多賀城地区緩衝緑地公園や工場地帯等において、盛土や植樹、樹木の選定については専門家の考えを伺い、調査の上、数種類を選定されることなどによる二重三重の幾つものバリアによる津波対策、防災機能を築き、減災の機能性を高めることであります。

以下、これらに関し、7点について述べさせていただきます。

1. 仙台港多賀城地区緩衝緑地公園を防災公園としての位置づけも図り、当然砂押川、貞山運河の堤防を含め、盛土による築堤やかさ上げ、防災林を植樹することについてです。

2. 八幡通り公園についても、防災公園としての機能をつくるため、築山と植樹によって防災機能を築くことについてであります。

3. 工場地帯周辺道路の植樹帯を拡大するとともに、街路樹の拡大も図ることについてです。

4. 工場地帯周辺の会社、工場、店舗や公共機関の構内における防災植樹運動、防災林づくりを呼びかけることについてです。

5. 東北電力の2系統送電線の高圧線、高架線化を重要な防災林緑地帯として位置づけ、防災の機能を再構築することです。

6. これら防災植樹林に関する取り組みは、仙台港の栄地区、中野地区、湊浜地区、中野南地区、向洋地区においても実施されるよう宮城県と仙台市にも要望することです。

7. 臨港道路中幹線道路敷 11.55メートル、車道幅員 7メートルの現行 2車線を倍の 4車線に拡大するとともに、植樹帯を築くため道路敷を拡張することについてです。ちなみに北幹線は道路敷 30メートル、道路幅員 13メートルです。西幹線は道路敷 40メートル、道路幅員 19.5メートルです。

次に、八幡雨水幹線の復旧に際し、「水・緑・防災まちづくり復興整備計画」を策定し、取り組むことについて伺います。

復旧事業としての下水道事業補正予算（第2号）として措置されましたが、復興整備事業計画をつくることなのであります。全線が破壊され機能不全で、ウンカなど一段と住環境が悪化している八幡雨水幹線の復旧、当然暫定ポンプの撤去を含みますことではあります。抜本的改修整備新規事業を計画することです。その上で、留ヶ谷雨水幹線の整備事業、野田の玉川の現状の取り組みなども参考に「水・緑・防災まちづくり復興整備計画」を策定し、実施計画による予算措置もこの際図り、中野雨水排水ポンプ場の復旧工事、高橋雨水幹線整備事業、六貫田雨水枝線整備事業、仙塩病院沿いの排水路整備事業、暫定ポンプの撤去を含めて、また旧八幡雨水ポンプ場の撤去、北新田ポンプ場の復旧工事とともにあわせて取り組むことについて伺います。

次に、浸水した公共施設の復旧・復興のため、高台移転・防潮壁設置等を行うことについて伺います。

復旧事業として、補正予算（第3号）にて現在地において修繕等の措置がとられましたが、高台への移転を図る復興策についてであります。浸水した大代地区公民館、指定避難所でもあります。消防団第5分団ポンプ置き場、消防団第6分団ポンプ置き場、八幡ポンプ場、学校給食センター、桜木保育所を高台に移転、移築させることや、津波対策の防潮壁設置などによって復旧・復興を図ることについて伺います。

次に、二重債務問題解決のため、国へ法整備を求めることについて伺います。

震災前の残債務と被災後の再建に向け生じる新たな債務を抱える二重債務、二重ローンを克服できるかどうか復興全体を左右する復興を図る重要な課題となっております。被災者の生活再建と事業再建を図るために、住宅や店舗や会社の施設及び設備の既存債務やリースを買い取る救済措置、債務免除により二重債務問題を解決する債務者の負担軽減策、二重債務問題を救済する新たな法律の制定等を国に求めることについて伺います。

次に、消防防災マップ、心構え等の作成及び海拔表示標識の設置について伺います。津波防災マップと津波への心構え、避難などについての作成、海拔表示標識を設置することについて伺います。

次に、市公共施設の省エネルギー推進のため、LED 照明へ入れかえを図ることについて伺います。

補正予算（第 3 号）にて、多賀城市防犯街路灯復旧整備事業補助金において約 80 灯を LED に切りかえることとなりました。節電による省エネルギーを推進するため、多賀城市役所を初め、多賀城市立すべての公共施設、当然公園や道路照明等を含みます。それらにおいて消費電力を節減するために、使用電力の削減に向け発光ダイオード LED の照明に入れかえを図ることについて伺います。

次に、災害廃棄物 1 次仮置き場付近の環境保全及び早期処理に向けた県への要望について伺います。

災害廃棄物の 1 次仮置き場、多賀城市西部地区における粉じん飛散や悪臭やメタンガスの発生や害虫の発生などの対策を進め、気温の上昇によって発生が懸念される食中毒や感染症対策など、宮城県の対策指針策定を要請しつつ、生活衛生環境の保全を図ることです。第 2 次仮置き場、宮城野区蒲生地区の保安林に設置されることが予定されておりますが、これら瓦れき処理実行計画作成と早期の処理開始により、1 次仮置き場容量をふやせる措置を宮城県に求めることについて伺います。

商工業の復活と再生に向けた施設整備の確保について伺います。

この間、多賀城市内においては、飲食店復興を進める会が多賀城市商工観光課後援のもと、5 月 14、15 日の両日、国道 45 号沿いの駐車場で被災された飲食店の営業再開を願い、新中古厨房機器展示即売会を開き、支援しています。引き続き 6 月 25 日にも実施しております。これら東北各地の先進的な取り組みに学びつつ、あらゆる業種を対象に支援の提供を願い、輸送費などのコストについては国や県などに助成の措置を要請することとあわせて、被災された産業界、商工業の復活と再生、生産と営業の再開には施設や設備の確保が不可欠で、復興を進める応急対策として、機械や機器や器具などの提供、新品、中古、無償、格安、さまざまな扱いのものを広く呼びかけ、産業と人口の流出を防ぐ手だてを図ることです。これらについては、友好都市や改めて宮城県市長会に諮り、東北市長会や全国市長会とともに連携をとりながら、宮城県を初め岩手、福島各県現地の受け入れ体制を整えるためにも、商工会や商工会議所や業界団体と協議し、広範囲な展開を目指し、各地の現状とニーズに対応した取り組みを多賀城市が全国に発信することです。そのことによる社会的貢献を願うことを求められたいのであります。

次に、規制緩和や税制優遇等の復興策を推進するため、復興特区を国へ求めることについて伺います。

特区による規制緩和や税制優遇などを行う復興策の支援措置を推進するため、復興特区を国に求めることです。これらの取り組みについて、三つ提起します。

1. 宮内 1 丁目地内の住宅用地の買い上げに組み、当然に住民の合意を図ることが前提ですが、それらのことにより、多賀城公園のような高地を築き、植樹し、防災公園をつくることについて伺います。

2. (仮称) 第七小学校、あわせて桜木保育所、これについては解体・移転等を含めてその跡地を多賀城公園のように築き、これまた防災公園のようにつくることです。この扱いについては、当然国の補助、適正化法の適用除外を図ることです。

3.工場地帯における産業集積の再構築に向けた経済特区を創設し、企業の流出を防ぐとともに、新規立地を促進することについてであります。これらのことについては仙台市においても、仙台港周辺地区においては特区制度の活用を検討するとしております。

次に、防災行政無線の施設設置新設について伺います。

現在の有線防災広報装置を改め、いち早く正確な災害情報と地域住民などに伝達する多賀城市内全域を網羅した防災行政無線、同報無線の施設と設備を新設することです。消防防災の施設設備災害復旧費補助制度を用いて防災無線システムの復旧を図ることです。この制度による事業費については、既に御承知のとおり補助金が3分の2で、特例債を残り3分の1の90%を用いることができることとなっております。これは一般会計補正予算（第3号）にて予算計上されておりますので、その旨、述べていただければ結構です。

次に、被災した自営業者等への支援を図るため、災害救助法に規定する生業の救助にかかわる具体運用を国に求めることについて伺います。

災害救助法のうち、生業の救助に関する規定が適用されずにあります。同法第23条には、1の救助の種類7項に「生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与」として、生業に必要な賃金、器具も給与することができることと定めているが、国が示している災害救助実務取扱要領においても、生業救助に関し給与について触れられてなく、生業規定が運用されず、自営業者の立ち直りを阻害しています。菅首相は厚相だった当時、生業資金の給与を行うまでもないと答弁。また片山総務相は、国が高度成長する前の社会に適用した法律と答え、法文が具体化されておられません。日弁連は、同法の生業支援規定について、中小零細業者への資金給与を積極的に実施すべきと指摘しております。本来の法律の規定に従った運用を国に求められたいのであります。

以上、市長の答弁をいただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、震度計の設置場所についてですが、気象庁では正確な震度観測を行うために震度計の設置方法及び設置場所の基準を定めています。その中で、設置場所については、平坦な地形でがけや段差が見られない場所で、自然地形または切土への設置が推奨されており、不安定な場所や埋立地や盛土などの軟弱地盤は適さないとされております。市庁舎地下から現在の場所に移設した際にも、市庁舎、文化センター、総合体育館及び水道庁舎の各施設の周辺を調査し、気象庁、宮城県、本市職員が立ち会いを行い、現在の設置場所が適地ということで平成22年2月に設置されたものでございます。

今回の地震で測定された震度も十分信頼性の置けるものでありますが、報道機関から発表される震度については、本市は計測震度5.3であったため震度5強とされ、隣の利府町では計測震度5.6であったため震度6弱とされるなど、近隣市町であっても場合によっては震度1程度の差が生ずることがございますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。七ヶ浜も5.1で、震度5強ということだったですね。

次の仙塩浄化センターに関する御質問でございますが、御質問のうち、早期復旧を求めていくことについては、直接的な迷惑をこうむっている本市にとっては施設の完全復旧は喫緊の重要課題でもありますことから、早期着手に向けてさらなる働きかけを行ってまいります。また、水質や臭気の問題についてでございますが、現在の簡易処理だけでは国が定めた水質基準を上回ることは御指摘のとおりでございます。7月から始まる簡易生物処理では、国が緊急的に示した BOD 基準を下回るよう改善されるものと期待しておりますが、汚泥からの臭気もあわせ、できる限りの万全な対策を講じるよう強く求めてまいります。

なお、油をつくる藻の生産についてでございますが、興味深い御提案でもありますので、県に話題提供をしてみたいと思っております。

次の植樹等により防災機能を高めることについて、お答え申し上げます。

本市の復興については、現在震災復興計画の策定作業を進めているところです。本市の復興に関する将来像や取り組み方針については、15名の有識者で構成される多賀城市復興検討委員会において検討していただいているところでございます。その会議の中では、吉田議員が御提案されております仙台港多賀城地区緩衝緑地公園や工場地帯等における防災林の植樹による津波対策、減災対策などに関しても議論されているところでございまして、今後、同委員会からの提言や議員の皆様の御意見を踏まえまして、10月をめどに復興計画を策定していくこととなります。

次の八幡雨水幹線の復旧についてでございますけれども、被災車両や瓦れきなどが流れ込んで、板柵渠の損傷が激しい八幡雨水幹線につきましても、当面、現状復旧を図りながら将来的な整備のあり方を検討してまいりたいと考えております。補正予算で御審議いただきましたが、整備計画を再検討する中で、管渠の形状変更、旧八幡ポンプ場や平成3年度に建設した暫定ポンプの存廃、緑の基本計画に示されております水辺空間としての創出方策など、地域の方々と意見交換しながら整備計画の立案に取り組んでまいります。

次の高台移転・防潮壁設置について、浸水した公共施設を高台に移転すべきとのことでございますが、御承知のとおり、市内の高台で開発可能なエリアは限られていることや公共施設の機能を考えたときに、その機能を高台に移転することが適当でない施設もあることから、現地における再建築を基本に施設復旧を考えております。今回の津波被害のほとんどが仙台港からの襲来や砂押川の遡上に起因するものでございまして、いまだに国や県がその津波対策の方針やスケジュールを明確にしておりませんが、多賀城市復興検討委員会や庁内において、市が実施すべき津波対策と施設復旧・復興策について検討しているところでございます。

次の二重債務に関する御質問ですが、政府は二重ローン問題に対しまして今月救済策の概要を固めました。個人に対しては、住宅を再建する場合は、新旧ローンの返済猶予や金利引き下げにより負担を軽減し、再建を断念する場合は、今後整備を促進する災害公営住宅への入居を確保する一方、私的整理を活用し、金融機関と調整の上で借金を減免する方向です。事業者については、再建が困難な場合には、住宅ローン同様、借入金を減免する私的整理で対応し、再建が可能な場合には、被災県ごとに中小企業基盤整備機構や民間金融機関などから成る中小企業再生ファンドを設立し、金融機関が抱える企業の既存債権を買い取ったり、新たに出資するなどして、再建を後押しするものです。

いずれ、この救済策により被災者の債務の整理が促進され、その結果、被災地の復興が進められ、被災者の生活基盤が回復されるよう本市としても国に強く働きかけてまいりたいと思っております。

次の津波防災マップや海拔表示標識についての御質問ですが、本市では平成 21 年 3 月に多賀城市洪水津波ハザードマップを作成し、全世帯に配布しております。このハザードマップには、河川がはんらんした場合や津波が押し寄せた場合の被害想定のほか、地震や津波が発生したときの心得なども掲載しており、市民の防災に対する意識の高揚を図ってまいりました。今後は、宮城県等から示される各種被害の想定や過去の災害情報、さらには今回の津波被害の状況を十分に踏まえた上で新たなハザードマップを早急に作成し、市民の皆様へ配布できるよう準備してまいります。

また、海拔表示標識につきましては、今回の津波被害のあった地域を中心に公園、学校、公共施設等への設置を検討してまいります。

次に、公共施設の LED 照明の入れかえについてでございますが、市公共施設におきましては、省エネルギーの観点から既に建築物の誘導灯や高天井の照明器具及び防犯街路灯について積極的な設置を図っております。御承知のとおり、LED 照明は従来の機器に比べて相当の初期投資を要することから、用途に応じて費用対効果を個別に検討し、器具の種類を選択することとしております。また、道路照明灯は現在 7 基の LED 照明を試験的に設置しております。なお、補正予算において御審議いただいたとおり、今回の震災により被害を受けた防犯街路灯につきましては、全額市の負担により LED 照明に切りかえることとしております。

次の災害廃棄物の処理及び環境保全の御質問につきましては、先ほどの金野議員、小嶋議員にお答えしたとおりでございますので、御理解のほどお願いいたします。

次の商工業施設・設備に関する御質問ですが、現在、東北経済連合会、仙台商工会議所、宮城産業振興機構などで東日本大震災で生産設備が損傷した東北の中小企業に中古設備を提供する取り組みが本格化しており、今後も同事業が拡大、継続できますよう各関係団体に働きかけてまいります。吉田議員がおっしゃったように、市長会にも同じように働きかけていきたいというふうに思っております。

なお、本市におきましては、ほかに先駆けまして、吉田議員がおっしゃったように市民経済団体がいち早く飲食店用の中古厨房機器の展示即売会を 5 月 14、15 日の両日開催しましたところ、市内はもとより県内外から予想を上回る数の事業者の方が来場していただきました。なお、2 回目の展示即売会を今月 25 日に開催し、今回も多くの方々が来場いたしましたそうでございます。

次の振興特区を国に求めるべきとの御質問でございますが、復興に向けた将来像と取り組み方針の検討にあわせて、将来像実現に向けて行う取り組みの障害、障壁となる規制や必要となる財政支援等についても検討しているところで、吉田議員が御提案する規制緩和や税制優遇等を含めた復興特区の提案も視野に復興計画の策定作業を進めております。

吉田議員の方から、宮内 1 丁目地区の住宅地区の買い上げとか、（仮称）七小公園、この二つを防災公園にとか、あるいは経済特区も、企業流出を防ぐ新規立地を促進するために経済特区をという御提案がございましたけれども、何しろ国の方で買っていただかないことには始まらないなど、その辺のことをきっちりと国の方針として決めていただかないことには進まない問題じゃないかなというふうに思っております。復興計画の策定作業の中で何とか進められるように努力してまいりたいと思います。

次の防災行政無線の新設についてでございますけれども、補正予算で御審議いただいたとおりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

次の中小企業への支援についてでございます。

最後でございますけれども、吉田議員が御指摘の災害救助法に規定する生業資金給与に関する事項が、災害救助事務取扱要領において実質的に運用されていないという御指摘でございますが、震災後の国の被災中小企業者支援策としましては、これまで震災に対応した融資制度による資金繰り支援が主なものでございました。一方、5月に可決されました国の1次補正予算の中で、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が設けられました。この事業は被災した中小企業者などの施設・設備の復旧整備を支援する補助事業でございます。補助対象経費のうち、国が2分の1以内、県が4分の1以内を交付するもので、被災した中小企業者にとりましては、災害救助法に規定する生業資金給与と同様の効果が期待できると思われまます。多賀城市におきましても、2団体がこの制度を利用するために県に申請書を提出しております。さらに、今後の国の補正予算の中で同事業が拡充されるよう国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

震度計のことについては、改めて多賀城市役所の周辺を調べて先ほどの設置場所の要件に合わせて選ばれたということは承知しておりますが、質問でも述べましたけれども、多賀城市域全体を見渡して多賀城市域の総体の震度をあらわすような位置、場所の選定について、さらに調査検討をしていることについて御答弁を願います。

それから、2番目の浄化センターの絡みのことに関しては、それぞれの議員が質問されておりますから割愛して、最後に述べたオーランチオキトリウム生産のことについて、市長も御存じだと思いますが、先生は丸森町出身で、この被災を見て、特に宮城県に大変な思いを抱いて、これまでの研究の成果を現地で生かしたいと、このように語られております。この際ですから、ぜひ市長、連絡をとっていただいて、先生にお会いするなどのことも考えていただきながら、取り組みを図ることで努めていただければと思っています。先生は下水道の処理場なんかについて非常にこの取り組みが向いているということもおっしゃっておりますし、私も述べましたけれども、次の夢のエネルギーとなるということで、日本がこの科学の粋を結集していろいろな取り組みをされている面のことでもありますので、大いにこの際そんな前向きの発展的な課題にも挑戦をしてみたいと思っております。所見の一端だけ伺います。

それから、これらの防災機能を高めるための措置、減災を図ることについてであります。いろいろなことを述べました。7点述べましたけれども、やはり自然の脅威そのものをとどめることはできません。やはり減災として二重三重に障壁をつくり、そしてそれに対する備えも図っていくというような観点で述べさせていただきました。これはぜひ、植樹運動という表現を使いましたけれども、防災林づくりということで、あらゆる団体、あらゆる会社、あらゆる場所に呼びかけていただいてこの取り組みをしてみようかと思うんです。私もずっと工場地帯から今のところを見て回りましたが、例えばの話、当時、昔から築かれていた多賀城の工場地帯における松林なんていうのは機能を果たしているんですね。残念ながら移転が決まりましたけれども、レンゴウのあの工場内における植樹なんていうのは、非常に減災の役割を果たしたとも言われています。そんな実態もありますから、さらにまた高圧線の下のことでも述べましたけれども、大きな役割を果たしているんです。かなりやられましたけれども。そんな意味で、ぜひ運動としての防災林づくりということをして市長みずから各般にわたって提唱していただきたいと思っております。

八幡雨水幹線に関する、またそれらとの関連する事業も述べましたけれども、一つは、野田の玉川、留ヶ谷雨水幹線の例を述べましたけれども、大いにこの際発展的な考えで事業を新たに構築する構えで取り組んでいただきたいと思います。市長の答弁にもありましたけれども、緑の基本計画を策定するときには東北大学の先生をされていたこの樹木の専門家であり、七ヶ浜に当時お住まいでいられていて、多賀城市としても知見を伺ってあの計画を策定した背景があります。ぜひそういう専門の先生の意向なども、この緑の基本計画などももう一度携えて取り組むことについて、お考えを伺います。

それから、この二重債務問題、私は述べましたけれども、市長の答弁にもありましたけれども、やはり復興できるかどうか、これがやはり左右するかぎになっていると思うんです。やはり生活と生産が再建できないか、できるか。ここがやはり復興、復興と言うけれども、実際には左右する一番のポイントだと私は実は思っています。そんな思いで述べました。御承知のとおり徳政令がありましたね、昔。まさに人民に恩徳を施す政治、仁政と言われてきました。そんな思いをこの際取り組む方向で国に大いに主張していただきたいと思います。

それから、防災マップについてはよろしく願います。

LEDの関係についても、当然初期投資がかかります。けれども、この際やはり呼びかける、そして多くの市民にも呼びかける、そして普及を図るということのその先導的な役割を多賀城市が果たしていただきたいと思います。

それから、商工業の関係の再生に向けた取り組みであります。市長の答弁もいただいて、私も述べましたけれども、やはりこれもいろいろ話はあるんですけれども、実際にはなかなか大変ですね。先ほど市長の答弁にもありましたけれども、やはりこの際ですから、日本の全国各地にはたくさんの資材がありますから、私はできるならば無償での提供を広く呼びかけたいと思うんです。それをぜひ県の市長会なんかでも話題にいただいて、練り上げていただいて、共同で呼びかけていく。そして東北の各地でこれを展開する。この際ですから日本全国に呼びかける。そうすることによって新たな民間の力が生かされる。多くの財産が有効に活用される。そんな工場なり、職場なり、店舗はたくさんあると思うんです。それらの呼びかけをしていただきたいと思います。

輸送費の問題を述べましたけれども、それについて、やはり一定の国の補助を求める。そんな角度でこの課題をさらに深めていただければと思って提起させていただきました。

さらに、防災公園のことも述べましたけれども、重複しますから省きますが、ぜひ特区について本気になってやはり取り組んでいただきたいと思います。一部仙台市の仙台港の特区の取り組みの状況に述べさせていただきましたけれども、多賀城市域だけではやはりこの課題を克服していくのは困難だと思いますから、当然宮城県初め周辺の市町村、特に仙台港を抱えている仙台市とこの特区構想についての内容についても突き合わせをして一体的な取り組みをする。そのことによって国も動かしていく協働の働きかけについて取り組んでいただければと思います。

最後に、この災害救助法に関する課題でありますけれども、答弁にもありましたけれども、今政府のやられていることについては一つ紹介がありましたけれども、グループをつくと、こういうふうになっているんですが、実態は幾つかの例はありますけれども、それにのっかってやろうということはあるんですが、なかなか県内各地の状況を見ても同業種のグループをつくってそのお金を使うという取り組みについては、甚だリスクが大きい。実態に合っていない。それはいかがなものかと。そんな生易しい現実ではない。ここの今ある事業者なり店舗を営業している皆さん方が、この生業を受けられる。真っ正直にこの法

文のとおり、「受けられる」というやはり取り扱いを求めていかなければならないのではないかと思うんです。

御承知のとおり、生業というのは、暮らしを立てるための仕事なんです。そのことをやると法律に書いてあるんですから、真っ正直に生業を培う。このための市長の取り組みについてもさらに期待して、質問を終わります。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいんですか。

○13番（吉田瑞生議員）

一括、所感があれば。

○議長（石橋源一）

一括して市長の答弁を求めたいんだそうです。市長。

○市長（菊地健次郎）

九つほど再質問やられましたけれども、最初の震度計、これ調査検討してくださいということですけども、ちょっとこれはやったばかりでなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。再度検討はしたいと思いますけれども、ちょっとやったばかりですから、去年、難しいかなというふうに思います。

渡邊教授の油をつくる藻、これもちょっと検討、調査してみた上でどうするか進めてみたいと思います。

減災の植樹の関係は、学院大の宮城先生がかなり言っているらしいです。私もそのとおりだろうと思います。大分津波の勢いをとめることは可能だという話も宮城教授はおっしゃっております。実証できるようにこれも復興計画に入れていきたいというふうに思います。

八幡雨水幹線は、地域の方々といろいろと話して、この間桜木の北でも、去年だったか、おとしだったか、私、地域の方々をよく話して、やらないことはないんだと。ただ、今回の場合だともう津波の関係、地震の関係が大変な事業になってしまいましたのでちょっとおくれるかと思えますけれども、何年か計画かで頑張ってもらいたいというふうに思います。

二重ローン問題は、政府に何とかまた主張してもらいたいと思います。

LED照明もどんどん切りかえてまいります。

それから、商工業の復活と再生、市長会にも、先ほども申し上げましたけれども、再度呼びかけます。

それから、特区は仙台市と一体的に頑張ってもらいたい。仙台市長とも別の件で会う機会もつくりたいというふうに思っていましたので、今秘書の方をお願いしていますので、そのときにでも一緒にやりましょうということで頑張ってもらいたいと思います。

自営業者の支援につきましても、2団体、先ほど答弁しましたように、それがどういうふうに、2グループともオーケーになればよろしいわけでございますけれども、その辺の様子を見てからということにしたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

ここで3時30分まで休憩といたします。

午後3時18分 休憩

---

午後3時30分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

10番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10番 藤原益栄議員登壇）

○10番（藤原益栄議員）

議運の申し合わせでは私が本日の最後の一般質問者となっております、お疲れかとは思いますが、最後までおつき合いよろしく願いいたします。

東日本大震災の対応について伺います。

まず初めに、被災者への支援強化についてであります。

その第一は、避難所での食事の提供の問題、あるいは待遇の改善の問題についてであります。

本市の避難所での食事の提供はまことに不十分なものでございました。私どもはパンやおにぎり中心の食事に問題を感じまして、3月末に改善の申し入れを行いました。それでもなかなか改善されなかったために、4月に入りまして、災害救助法では1人1日1,010円の金額が補償されることを明らかにいたしまして改善をさらに求めたわけでありまして。結局1日2回の弁当が支給されるようになったのは5月の中旬ころからでございました。この間に世間ではさらに改善が進みまして、1人1日1,010円から1,500円に引き上げられてございます。災害対策委員会でも紹介をいたしましたが、災害救助の運用と実務の中で次のように指摘をしております。長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。その点からいいますと、引き上げられた基準を最大限に活用し避難者の健康維持に努めるのが自治体の責務と考えます。引き上げられた条件をどのように有効に活用しているのか、市長の答弁を求めるものであります。

第二は、被災者生活再建支援金の支給がおくれている問題であります。

今回の大震災では、市役所の広報が全く不十分であり、多くの市民が犠牲になりました。そして、命拾いをした方々も間一髪の方が非常に多く、着のみ着のまま避難。家屋に大きな被害を受けるとともに、ほとんどの家庭で1階に主要な家財があるために主要な家財を失いました。したがって、被災者の生活再建のためにはさまざまな物資援助等とともに金銭面での支援が不可欠となっております。ところが、義援金の支給は始まっておりますが、支援金の支給は大幅におくれています。被災者の中からは、これでは被災者生活再建支援金とは言えないのではないか、おくれていることに対してこういう声も上がっているわけでありまして。なぜこのように大幅に支援金の支給がおくれているのか、早急な支給のためにどのような手だてをとっているのか、答弁を求めるものであります。

第三は、災害弔慰金の支給範囲の問題についてであります。

御存じのとおり災害弔慰金の支給範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項で、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲とするとしてございます。しかし、実際にはこの範囲でお葬式を主催できる方がおらず兄弟が喪主となるケースもございます。しかし、その場合であっても、義援金とお葬式代の実費は支給されますが、災害弔慰金は支給されません。自治体によっては条例によって兄弟に支給するところもあるようですが、その場合、その自治体の独自財源での負担となるようであります。国会では議員立法により支給できるようにという動きもあるようですが、自治体からもその声を上げて実現に接近する必要があると考えます。多賀城市としても政府に兄弟まで支給対象に含めるように求めるべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

第四に、被災認定が一部損壊の場合の修理代に公的支援制度を設けることについてであります。

津波襲来地域以外の地震被害の認定は、ほとんどが一部損壊であります。一部損壊もピンからキリまでありまして、特に屋根の傷みの場合、放置もできず、その修理代は数百万円に達する場合もございます。しかし、その場合であっても、阪神・淡路大震災後につくられました被災者生活再建支援金の支給対象は大規模半壊以上になっておりますし、住宅応急修理制度は半壊以上、そして家屋の解体撤去の公費負担も半壊以上となっております。また、税の減免についてもその対象は半壊以上でありまして、一部損壊の場合、公的な支援制度は全くないという状況であります。そればかりか、先日の条例改正でも明らかになりましたように、災害援護資金の貸付対象からも、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項第2号及び同法施行令第6条によりまして、一部損壊は除外をされてございます。富谷町では、上限が10万円ではありますけれども、10万円を超える修理代について2分の1を補助することにいたしました。今議会での質疑でも明らかになりましたが、一部損壊の修理代についても支援制度をという声は今や議会全体の要求になっているようにも思っています。ぜひ実施されるよう求め、市長の答弁をお願いしたいと思います。

大きな2番目、地震被害の拡大防止と支援についての質問に移ります。

数年前に、市道留ヶ谷線をヨークベニマル方面に向かいまして右手の多賀城・塩竈境に新しい団地ができました。この団地に今回の震災で少なからず被害が生じてございます。どのような被害かと申しますと、まず市道に多くの亀裂が入ってございます。また、多賀城・塩竈境の歩行者専用の市道の両側の擁壁には10センチほどのずれが生じ、住宅の宅盤は30センチほど沈んでございます。この周辺ではほかにも上部宅地の擁壁が下部宅地を圧迫する、あるいは地盤が沈下し家が傾く等の被害が発生しております。住民の方々は地割れが拡大しないかどうか自分たちで測定をしておりますが、今のところは地割れの拡大はないようではありますが、大変住民の方々は心配をしております。

そこで、以下の点について求めたいと思います。

まずは、市自身に地盤調査を行っていただきたいという点であります。販売業者が幾ら安全ですと言っても住民の皆さん方は安心できません。市が客観的な立場でまず調査をすることが求められているのではないのでしょうか。調査をする意思があるのか、ないのか、市長の答弁を求めます。

次に、被害を拡大させないために道路の地割れの応急修理を行うなどの緊急修理が必要になっていると私は思います。とりわけ両市境の市道の安全な通行を確保するためには鉄骨で擁壁のずれを押さえる等の措置が必要と考えますが、市長の答弁を求めます。

大きな三つ目、商工業の復興と雇用対策についてであります。

本市の被害の特徴は、住宅地、商業施設、工場地帯が主であることだと思います。農地も被害はありましたけれども、被害の大半はそこだというふうに思います。したがって、本市の復興のためには、住宅の再建を支援するとともに、商業、工業施設の再建が不可欠であります。その出発は被害の実態をリアルに把握することから始まると思います。今議会の補正予算の質疑の中で、商工業施設の調査は今からとの説明もありましたが、現時点で把握しているデータを明らかにしていただきたいと思います。

第二に、現時点において市としてどのような復興支援策を考えているのか、明らかにしていただきたいと思います。

第三に、駅周辺の市有地を共同仮店舗用地に提供できないかという点についてでございます。

飲食店ほか商業施設は砂押川の右岸、いわゆる南側に集中しておりまして、大打撃を受けております。幾つかの店舗は懸命の努力をし、再開をしております。しかし、多くの店舗は見通しも立っていないというのが状況でございます。この点でいいますと、独立行政法人中小企業基盤整備機構が仮設店舗を整備をし、自治体を通じて無償で貸し出すという制度がございます。経済産業省の東日本大震災中小企業対策 No.33 では、5月2日に成立した第1次補正予算を活用した事例としていわき市と塩竈市の例を挙げてございます。6月6日現在で申請件数は33市町村、210件になるようであります。本市においてもその制度の活用が必要であり、その用地に駅周辺の市有地を提供することも考えるべきだと考えますが、市長の答弁を求めるものであります。

第四に、雇用の拡大策についてであります。

現在、労働費県補助金に緊急雇用創出事業補助金3億251万円が計上されておりまして、雇用の拡大が図られております。これはこれで有効に活用するのは当然であります。本筋は、市内の業者に事業所に元気に復活をしていただいて、雇用が確保されることが必要なのだと思います。雇用調整助成金、被災者雇用開発助成金等も最大限に活用していただきまして、頑張っていたきたいとは思いますが、市として全体としてどのような雇用拡大策を考えているのか、現時点での到達を御説明いただきたいと思います。

最後の質問は、民間福祉施設の復興支援についてであります。

保育所については佐藤市議が通告しておりますので、それ以外の施設について伺いたいと思います。

ある老人福祉関係の責任者の方に伺ったところ、民間施設の修理、再建については、独立行政法人福祉医療機構より6分の5の補助があり、残りの6分の1については同機構から低利融資があるようでございます。民間の認可福祉施設も、二重ローンという問題は残りますけれども、当面の資金の手だては何とかなるように受けとめてございます。問題は福祉作業所などの無認可の福祉施設でございます。御存じのとおり、無認可福祉施設は、認可施設の定数不足やニーズに対応し切れない分野で重要な補完の役割を果たしてございます。私はこの無認可の福祉施設への援助が市としても不可欠になっていると考えておりますけれども、市長の答弁を求めるものでございます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の被災者支援強化についての御質問についてお答えいたします。

初めに、食糧費や避難経費についてですが、災害救助法に係る炊き出しその他食料の給与、いわゆる食糧費と避難所設置経費の基準額については、宮城県からの照会に対して平成23年5月3日付で厚生労働省から回答があり、食糧費が1人1日当たり1,010円以内を1,500円以内に、避難所設置経費が100人1日当たり3万円の範囲内を10万円の範囲内に引き上げられました。

食糧費については、メニューに応じた適切な温度による食事の提供、栄養バランスの確保、高齢者等の要援護者に配慮した食事の提供等を目的に引き上げられたもので、多賀城市では、藤原議員は中旬からおっしゃいましたけれども、5月16日から朝夕の食事にお弁当を配食しております。これによりまして1日当たり摂取エネルギーは、厚生労働省が示す摂取目標である2,000キロカロリー以上へと改善が図られております。

また、避難所設置経費につきましては、被災者のプライバシー確保、暑さ対策、入浴、洗濯の機会の確保など、生活環境の改善を図るために引き上げられたもので、多賀城市では洗濯機、乾燥機の設置、給湯や入浴設備、これは山王地区公民館のみの提供でございましたけれども、災害時支援協定に基づく民間入浴施設利用による入浴支援などを実施しております。

二つ目の被災者生活支援金の支給のおくれについてでございますが、被災者生活再建支援金については、申請書類が県を通して国から支給事務を委託されている財団法人都道府県会館に届き、最終的な審査を行い、申請者の口座に支援金が振り込まれる手順となっております。本市では4月1日から被災者総合相談窓口を開設し、申請の受け付けを開始いたしました。その段階で必要書類とされる罹災証明の発行が4月20日からとなること、住民票の添付もその段階で行うことで相談者に説明し、理解を得ていました。その後国からのその区域にある家屋すべてが全壊扱いとされる長期避難区域の設定の考えが示され、県との協議を踏まえ、5月12日付で長期避難区域が設定されたことから、これに係る書類整備を行い、実質的には5月23日から書類整備完了分を順次県あて送付しております。

そもそも基礎支援金をいち早く届けたいために4月早々に相談を開始し、申請を受け付けしたわけでございますが、罹災証明添付なしで簡便に申請のできる長期避難区域の設定を国が被災後の早い段階から示してくれていればこうしたおくれは発生せず、職員への負荷も軽くて済んだはずと思っております。

また、新聞等では、都道府県会館側の審査体制の不備も作業が進まない一因になっていると報道されているところでございます。そのほか細々とした問題はありますけれども、大きくはその二つが原因であると考えております。

なお、先週末段階で県に送付した申請書の件数は2,573件となっており、申請数に対する割合は53.6%となっております。今後は申請書類の点検・整備を行う担当をさらに増員し、これまでのおくれを挽回するとともに、県都道府県会館に対しても作業の加速を申し入れてまいりますので、御理解をお願いいたします。

三つ目の災害弔慰金の支給範囲を兄弟姉妹にも拡大するよう国に働きかけることについてでございますけれども、これは大震災の直後からも国会議員と会うたびに法律改正の申し入れを行ってまいりました。今回の法務委員会でも取り上げられ、政府側が、災害弔慰金法は議員立法で全会一致をもって昭和 48 年に制定されたもので、国会で広く問題点、論点等を議論してほしいと国会の意思にゆだねる答弁をしております。その後、新聞報道にもありましたように、議員立法による改正の動きが出てきておりますし、市弁護士会でもかなり動いているようでございまして、これらの動きを見守ってまいりたいというふうに思っております。

四つ目の一部損壊の世帯に対する修理の支援制度を創設されたいとの御質問でございますが、被災者生活再建支援制度や住宅の応急修理制度の適用除外となっている、半壊に至らないいわゆる一部損壊と判定された方々に対しましては、社会資本整備総合交付金を活用できる可能性とともに、既存の補助、融資制度の動向も踏まえまして制度設計を研究してまいります。

次に、第 2 点目の地震被害の拡大防止策と支援についての御質問ですが、まず、伝上山 4 丁目 15 番街区の宅地の一部に被害が生じたことについては、地振動による擁壁の軽微な活動、盛土部分の不同沈下が原因と思われる。国では宅地の耐震化を図る一環で大規模盛土造成地活動崩落防止事業を推進しておりますが、集団的な補助対象の規模に満たないため、実施は困難だと考えております。個人の財産であり介入にも限界がありますが、市といたしましては、県が定めた要綱に基づく被災宅地応急危険度判定を行い、擁壁のずれ幅や傾きを調査いたしました。その結果、ずれ幅や傾きが僅少で、今後転倒する危険性は少ないのではないかと認識しております。なお、造成工事の施工者が調査を行っておりますので、調査結果に基づき、必要がある場合には補修工事を行うよう指導してまいりたいと思っております。

また、階段を安全に通行するための鉄柵設置等の措置でございますけれども、まだ今でもロープが張ってあるかなど。私も現場を見たことがありますけれども、危険だから通行禁止となっておりますね。この措置につきましては、転倒する危険性が少ないことを踏まえまして、調査結果や今後の余震活動を見ながら、通行どめの解除も検討してまいりたいと思っております。

3 点目の商工業の復興・雇用対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、市内事業所の被害の全容ですが、市が調査した津波被害地域では、法人、個人合わせて約 960 件の被害がございました。また地内の団体の調べでは、多賀城地区工場連絡協議会に加盟している 47 社のうち 42 社が被害を受けているとの報告を受けております。さらに、多賀城七ヶ浜商工会多賀城地区加盟会員では、841 会員のうち、亡くなられた方 4 名、建物被害においては、全壊 40 軒、半壊 38 軒、床上浸水 253 軒、床下浸水 7 軒、また商品設備被害では 484 件との報告を受けております。

次に、再開復興策でございますが、本市の商工業をいち早く復興させるためには、被災した事業者が営業再開や経営の安定化に向けた活動を支援していくことが不可欠と考えております。このため、被災した事業者を対象に、商工業調査を専門とする業者へ委託し被災状況や経営再建に向けた意向調査を行うことにしております。この調査により復興に向けた施策のニーズなどを把握し、事業者への効果的な支援策を検討していきたいと思っております。

なお、市では、今議会で御承認いただきました被災した事業者に対する法人市民税の均等割額の減免措置を行うとともに、国の施策である中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助事業を活用しようとする事業者への相談、助言、指導を行うなどして、被災した事業者がいち早く事業を再開ができますよう支援してまいりたいと考えております。

次に、駅周辺の市有地の提供についてでございますが、現在、仮設事務所については駅周辺の市有地を含めて適地を検討しており、立地等の条件が整えば中小企業基盤整備機構に設置の申請をしたいと考えております。仮設店舗につきましては、旧長崎屋跡地につきましては、今後の利用計画もございまして利用していただくことはできません。現在ほかの候補地を市有地、民有地にかかわらず広く調査中ですので、御理解いただきたいと思っております。

次に、雇用の拡大策についてですが、今回の震災により数多くの企業が被災し、その影響により解雇、離職を余儀なくされた方々が急増しております。ハローワーク塩釜管内におきましても本年4月時点で有効求人倍率0.27倍は、前年の同月と比較しましてマイナス0.07ポイント、前月比でもマイナス0.08ポイントとなっており、雇用情勢はさらに厳しい状況となっております。本市としましては、被災した商工業者が復旧・復興することで雇用が創出され、さらに将来の安定した雇用環境や雇用拡大につながっていくものであり、雇用促進のためには商工業者の再建が必要不可欠と考えております。

また、本市では、国の緊急雇用創出事業により、震災などで職を失った方を優先にして今年度は直接雇用で71名、委託事業で86名を雇用していく予定であり、今後も積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

最後に、民間福祉施設の支援についての御質問でございますが、現在、早期復旧を支援するための福祉貸付事業や高齢者福祉施設及び障害者施設の災害復旧に要する工事費への国庫補助事業など、ハード面のみならずソフト面も含め、激甚災害に伴う国・県の支援策活用を働きかけたいと思っております。さらに、国や県による被災中小企業への融資制度、補償制度をでき得る限り紹介し、一日も早い復旧へとつなげてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず、被災者支援強化の問題ですが、食事は1,500円になったと。お話では、引き上げられた条件については十分に活用して対応しているということだと思んですが、実はいろいろ歩いていきましたら、ある避難所なんですが、シャワーがある避難所なんだそうですが、温水と水が交互に出てきてちょうどいいお湯が出てこない、それで風邪を引いてしまったという話があったり、せっかくシャワーがあるのにシャンプーも置いていないとか、そういう話も出てくるんですよ。だから、いわゆる維持費が引き上げられたという条件の中で、本当に十分に活用しているのかどうか再チェックをぜひそれぞれの避難所でもお願いしたいと思っておりますが、回答をお願いしたいと思います。

それから、被災者生活再建支援金については、努力しているということだそうですので、いち早く出すように頑張ってくださいと思います。

(3) も回答は要りません。

(4) です。これは、災害対策委員会のときから答弁自体は市長も前向きな答弁をしているんですね。今も社会資本整備総合交付金を使ってということでした。これは実は共産党の大門実紀史という参議院議員が系統的に取り上げていまして、5月12日の参議院の財政金融委員会でも取り上げて、このとき自治体が半壊未満の被害の場合の修理代に市町村が補助を出した場合に社会資本整備総合交付金を使っていいかという質問をして、いや、それ

はいいいんですよという回答があったんですよ。それを受けて私どもも取り上げて、前向きの答えがありました。

ところが、問題はどこにあるかといいますと、使っていいですよと言ったものの、実際に社会資本整備総合交付金は現在のところすべて箇所づけて来ていて、いわゆる一部損壊の場合の修理代補助に回せる枠は今のところは全然ないというのが現状で、したがって、使ってもいいと言うけれどもものがないんだということで、これを使えていないんですね。結局何が今必要になっているかといいますと、こういうことをやりたいので社会資本整備総合交付金の中にそういう一部損壊の場合の修理代への補助枠をつくってほしいということ、それを第2次補正にきちんと計上してほしいということを自治体からどんどん国に上げてやると。それがやられて初めて国も第2次補正でその枠をとるということになるようなんですよ。だから、これについては、そういう事業を多賀城はぜひやりたいからその枠をとってほしいということを国に要求することが大事なんだというのが私の認識です。それで、待ちの姿勢ではなくて、そういうことをどんどん国に上げてやるということが必要だと思えますけれども、市長の答弁を求めたいと思います。

それから、大きな2番目の伝上山4丁目の被害の問題ですけれども、これは、市道の管理は市でしょう。だから、政府の枠内で何かやろうと思うといろいろあるのかもしれないんだけど、少なくとも市道の管理は市の責任があるので、いろいろ住民支援の理由をつくって私は調査ぐらい行政でやらないと、業者が安心だと言っているから皆さん安心ですよということだけではちょっと解決しないんじゃないかと。私は、市道管理の責任者という立場から言って調査ぐらいはまず市でやるべきではないかというふうに思うんですけれども、再度答弁をいただきたいと思います。

それから、この間行ったときはまだロープ張られていましたよ。危険なので入るなという、多賀城市役所道路公園課とかなんとかとなっていましたよ。だから、危険だという認識なんですよ、役所も。一方で、入るなと言っておいて、おら知らねというわけにはいかないだろうと思うので、まずは私は、調査をして、被害拡大の手当では、専門家は例えば道路の地割れもそのままにしておくところからどんどん雨水が入って行って割れが大きくなりますよとかいろいろ指摘しているんですよ。だから、そういうのも細かいようだけれどもきちんと私は市が対応すべきだと思いますが、市長の回答をお願いします。

大きな三つ目です。いろいろ言いましたが、とりあえず(3)の駅周辺の市有地を仮店舗に提供できないかということで、これは前向きに考えているということでいいんですね。私も長崎屋と言わなかったのは、長崎屋はどこかに売る都合もあるんだろうから、あそこに仮設店舗をつくと売れなくなるだろうから長崎屋はちょっと無理かなと思っていたんですが、あそこだけじゃなくて、市有地だけ見たって結構あるんだね、駅の周辺に。だから、これは前向きに考えてください。

先ほども言いましたが、これは財団法人中小企業基盤整備機構が店舗を建ててくれて無料で貸してくれるという非常においしい事業なので、これもぜひ具体化をして、何とか商売をつなげたいという方の応援をしていただきたいと思います。これは回答をいただきたいと思います。

それから、大きな4番目、保育所以外の民間福祉施設の問題です。これは私がある方に伺ったんですが、さっきも言ったように、認可施設については、これも独立行政法人福祉医療機構から6分の5の補助があり、6分の1の融資があると。認可施設については。だから、私が話を伺った方はかなり手広くやっている人で、うちは全部認可なので何とかなると思えますとは言っていましたけれども、結局無認可でやっている小さなところですね。障害児を預かっているところだとか、福祉作業所だとか。保育所は佐藤議員がやりますけ

れども、答弁いただきたいんですが、そういう無認可の施設が非常に大変だと。だから、ただ単に役所として融資、こんなメニューがありますよというを紹介するだけで私はちょっと何ともならないんじゃないかという認識なんですね。だから、私は市独自、あるいは県と一体となって何らかの支援措置も考えなければいけないんじゃないかと思うんですが、その点についても回答をいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の避難所関係でございますけれども、再チェックの方をしてみたいというふうに思います。

それから、(4)の一部損壊の関係でございますけれども、これは2次補正の方にこちらも大きな声で国の方に何とかお願いできるように私の方からも声はかけさせていただきたいというふうに思います。

それから、伝上山4丁目の関係ですけれども、私、よくあの辺は歩いているのでわかるんですけれども、塩竈と多賀城のちょうど行政境のところはかなり道路が亀裂が入っているんですね。藤原議員、行かれてわかっているかと思っておりますけれども、やはりちょうど行政境じゃないかなと思うあたりが一番亀裂できていませんか。と、私は思っております。ちょっと市内各地を歩いてみますと、亀裂はもう本当にさまざまなところでできているんですね。新しい団地だからなおさらなのかなというふうな思いもいたしますけれども、調査等、これ建設部長の方からちょっと専門的なことで答えていただければというふうに思います。

仮店舗関係、これは何とか頑張ってまいりたいというふうに思っております。

それから、民間福祉施設に関しましては保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

伝上山4丁目の宅地の擁壁の関係でございますけれども、これについては、先ほど市長が答弁しましたとおり、市役所の職員が被災宅地応急危険度判定を行いまして、擁壁自体にはずれ幅とか傾きが僅少で今後転倒する危険性は少ないというふうな判断をしておりますが、ロープを張って通行どめにしているというのは、その擁壁の上にあるフェンスの基礎がコンクリートブロックでできています。それに亀裂が入って落下するおそれがあるために通行をしないでということでロープで通行どめにしているわけです。これにつきましては、宅地の所有者の方にはお話ししておりまして、その辺の問題がなくなれば通行どめは解除されるというふうになります。

それから、道路の割れについてでございますけれども、これは議員がおっしゃるとおり、割れたままでは雨水が浸入して支障となりますので、これについては修理を適切に行いたいというふうに考えています。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

最後の質問の保育所以外の民間福祉施設の関係の支援についてでございますけれども、おっしゃるとおり、具体的な今手だてがない状況でございます。ただ、発災直後、市としてはそういった福祉事業所に対しましていろいろな形での支援を行ってきたところでございます。保育所に関して言えば、太陽の家を使って今事業を継続している、あるいは障害者の施設につきましても、老人福祉センターをお貸しをして事業を継続している。そういった形での対応はこれまでやってきたところですが、具体的な支援の問題、財政支援の問題や何かについてはまだ具体的な手だてを今講じておらないということでございます。

ただ、現実にそういった事業を継続する方がどういった方向を目指したいのかというふうな部分についてもしっかりとお聞きをした上で、対応できる部分については一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

全体としてそういう方向でお願いしたいんですが、伝上山4丁目のところだけはちょっとなかなか理解できないんだな。

要するに危険度判定というのは、それぞれの宅地が住める状態かどうかというのを判断するわけだね。それぞれの宅地が、けれども、実際上どういふ問題が起きているかという、上の方の家の擁壁が下の住宅の方に移動してきて、例えば汚水升と擁壁の間に10センチぐらいのすき間があったのに実際上はぴたっとくっついてしまったと。つまり擁壁が動いてきたということだとか、それから量水計のふたがやはりそういう現象で壊れているだとか、そういうことが起きているんですよ。だから、それぞれの宅地を見て、ああ、安全ですという判断だけで済むのかという問題もあるんですね。だから、私は調査をまずは市としてできないのかと。安全なら安全でいいんだけど。そういうことが全体として、それぞれの宅地だけの問題だけではなくて、そういう宅地と宅地をまたがってそういうふうな問題が起きてないのかどうかということ市として調査してもらえないのかと。そうやって調査して大丈夫であれば大丈夫だということでそれこそ住民の皆さんは安心すると思うんですけども、再度いかがですか。その点についてだけ御答弁いただきます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

一宅地だけ危険度判定をしたんじゃなくて、塩竈側の方も危険度判定しております。私も現場へ行って確認したんですけども、擁壁がある宅地の盤というのは、盛土盤ではなくて切土盤の上に擁壁が築かれているものですから、今回のマグニチュード9.0という膨大なエネルギーでの地震でしたので多少の擁壁のずれというのは確かに発生しておりますが、今後それ以上滑土したり動いたりするという心配はないものというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 16 分 延会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 6 月 27 日

議 長 石橋 源一

署名議員 尾口 好昭

同 昌浦 泰已